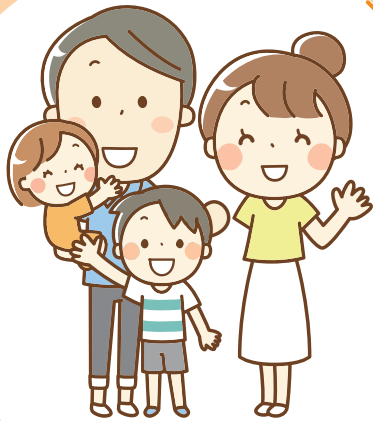
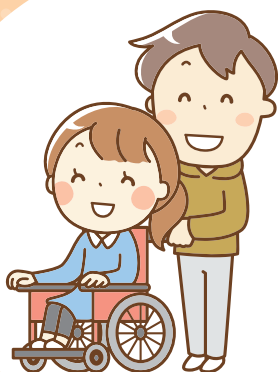


佐賀県

人権施策基本方針

～人を大切に、世界に誇れる佐賀づくり～



2024年(令和6年) 3月

 佐賀県

佐賀県人権施策基本方針

佐 賀 県

目 次

第1章 基本的な考え方 1

- 1. 基本的な考え方 2
- 2. 基本方針の位置づけ 3
- 3. 人権尊重のための基本姿勢 5

第2章 人権施策の視点 7

- 1. 教育・啓発の推進 8
- 2. 当事者に寄り添った支援の推進 12
 - (1) 相談体制の整備・充実 12
 - (2) 人権侵害行為への対応の強化 13
 - 1) 人権侵害行為をした者への行政指導 13
 - 2) インターネットを利用した人権侵害行為への対応 14

第3章 人権課題毎の施策の推進 17

- 1. 部落差別（同和問題） 18
- 2. 男女共同参画 21
- 3. こども 24
- 4. 高齢者 34
- 5. 障害者 38
- 6. 外国人 42
- 7. 感染症患者等 45
- 8. 犯罪被害者等 50
- 9. 性的指向・ジェンダーアイデンティティ（性自認） 53
- 10. その他 56

参考資料 59

1. 人権を取り巻く状況	60
(1) 国内の動向	60
(2) 本県の取組	61
2. 全ての佐賀県民が一人一人の人権を共に認め合い、支え合う社会づくりを進める条例	64

補足資料 69

関係法令一覧

第 1 章 基本的な考え方

1. 基本的な考え方

「全ての佐賀県民が一人一人の人権を共に認め合い、支え合う社会」の実現を目指します

佐賀県は慈しみ合う県です。

佐賀の先人であり、日本赤十字社を創設した佐野常民は「博愛これを仁という。仁とは人を慈しむこと。」の言葉を残しています。人の痛みに敏感になり、苦しみの中にいる人には手を差し伸べ、寄り添い、慈しみ合う精神は、時代を超えて脈々と佐賀県民の心に受け継がれてきました。この精神はこれからも将来にわたって大切に引き継いでいかなければなりません。

私たちの社会は様々な年齢、国籍、性別の人、障害のある人ない人も、いろいろな人たちがいろいろな思いで共存しています。

このような中、佐賀県は慈しみ合う県であるという土台の下で、県民みんながお互いを認め合い、支え合う佐賀らしいやさしさのカタチ「さがすたいる」を広める取組を進めています。

他方で、情報化等の進展に伴って、部落差別（同和問題）をはじめとする不当な差別など人権に関する問題は複雑多様化しています。特にインターネットの普及によって、不当な差別やいじめ、プライバシーの侵害、誹謗中傷等が増加し、それらの問題への対応が大きな課題となっています。

佐賀県においても、インターネットを利用した誹謗中傷や差別を助長する投稿をはじめ、学校や職場でのいじめ、パートナーへの暴力や児童への虐待など、「人権」に関わる問題が依然として発生しています。

こうした状況を踏まえ、佐賀県では、令和5年3月に「全ての佐賀県民が一人一人の人権を共に認め合い、支え合う社会づくりを進める条例」を制定・施行しました。

人権に関わる問題はどれも決して他人事ではありません。この解決のためには、県民一人一人が人権に関わる問題を自分のこととして考え、思いやりの心、慈しみ合う心を持って自ら行動していくことが大切です。

佐賀県では、この条例に基づいて、県民みんながお互いを認め合い、支え合う佐賀らしいやさしさのカタチ「さがすたいる」の取組をさらに進め、全ての県民が一人一人の人権を共に認め合い、支え合う社会の実現を目指します。

2. 基本方針の位置づけ

「全ての佐賀県民が一人一人の人権を共に認め合い、支え合う社会づくりを進める条例」第2条で、県は条例の目的を達成するため、国、市町、関係機関等と連携協力し、行政のあらゆる分野で教育及び啓発をはじめとした人権施策を実施するものとしており、さらに第6条で知事は人権施策を実施するための基本方針を定めるものとしています。

この基本方針は、上記の基本的な考え方及び条例の規定に基づき、県がそれぞれの行政分野において具体的な施策を進めるに当たっての方向性をまとめたものです。

【関係法令との関係】

この基本方針は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づく国の「人権教育・啓発に関する基本計画」に対応して、同法第5条の地方公共団体としての責務を表すものです。

【SDGsとの関係】

平成27年（2015年）9月、国連にてSDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）が採択されました。これは、世界にある様々な課題を令和12年（2030年）までに解決することをめざして策定された、世界共通の目標です。

SDGsが掲げる17のゴールには、「貧困をなくそう」、「人や国の不平等をなくそう」、「ジェンダー平等を実現しよう」など、人権尊重の理念が基礎にあるものが多く含まれています。

佐賀県では、SDGsの「誰一人取り残さない」という理念の達成に向けて、「佐賀県人権施策基本方針」に基づき、人権課題に対する様々な施策・事業を推進していきます。



【「さがすたいる」の取組】

佐賀県には、年齢、性別、国籍、障害の有無など、いろいろな個性があり、いろいろな想いをを持った約80万人の県民が暮らしています。

みんながお互いの想いに寄り添い、自然に支え合う、そんな佐賀らしい、やさしさのカタチが「さがすたいる」。

お年寄りや障害のある方、子育て・妊娠中の方など、みんなが自然に支え合い心地よく過ごせる、やさしさにあふれた佐賀県を実現していきます。



＜佐賀県人権施策基本方針の体系図＞

全ての佐賀県民が一人一人の人権を共に認め合い、支え合う社会づくりを進める条例

(県の責務)

第2条 県は、前条の目的を達成するため、国、市町、関係機関等と連携協力し、行政のあらゆる分野において、教育及び啓発をはじめとした人権が尊重される社会づくりを進めるための施策（以下「人権施策」という。）を実施するものとする。

(基本方針)

第6条 知事は、人権施策を実施するための基本方針を定めるものとする。

佐賀県人権施策基本方針

基本的な
考え方

全ての佐賀県民が一人一人の人権を共に認め合い、支え合う社会の実現を目指す。

人権施策
の視点

教育・啓発の推進

当事者に寄り添った支援の推進

人権課題毎の
施策の推進

部落差別
(同和問題)

男女共同参画

子ども

高齢者

障害者

外国人

感染症患者等

犯罪被害者等

性的指向・ジェンダー
アイデンティティ(性自認)

その他

3. 人権尊重のための基本姿勢

人権が尊重される社会づくりを進めていくためには、行政だけでなく、事業者、そして県民一人一人が地域社会を構成する主体として、人権尊重の視点を意識して行動することが必要です。

このため、人権尊重のための基本姿勢として、県が取り組むべきこと、市町、県民の皆様、事業者の皆様に取り組んでいただきたいことを以下のとおり示します。

県が取り組むべきこと

- ・ 人権施策を県政の重要な柱と位置付け、県民環境部が中心となって総合的に施策の推進を図ります。
- ・ 関係部局は、この基本方針を踏まえ、必要な予算の確保に努めながら諸施策を積極的に推進します。
- ・ 国や佐賀県人権擁護委員連合会など人権に関わる機関と連携・協力して啓発事業等を推進します。
- ・ 市町と人権に関わる情報を共有し、施策の連携を強化するとともに、市町が取り組む人権施策について必要な助言等に努めます。
- ・ 県職員は、職務や研修を通して、様々な人権課題に対する理解を深め、人権尊重の視点に立って職務を遂行します。

市町に取り組んでいただきたいこと

- ・ 人権施策を市政、町政の重要な柱と位置付け、県等と連携協力して、地域の実情に応じた人権施策を推進すること。
- ・ 市町職員は、職務や研修を通して、様々な人権課題に対する理解を深め、人権尊重の視点に立って職務を遂行すること。

県民の皆様に取り組んでいただきたいこと

- ・ 一人一人に多様な個性があることを知り、それを認め合うこと。
- ・ 「差別をしない」、「差別を許さない」という気持ちを行動に表すこと。
- ・ 人権課題を自分事としてとらえ、その解決に向けて行動すること。

事業者の皆様に取り組んでいただきたいこと

- ・ 職場研修の実施等により、従業員の人権課題への理解促進や職場全体での人権尊重の意識向上に努めること。
- ・ 従業員をはじめ、消費者や取引先の方の人権に配慮した事業活動を行うこと。
- ・ 出身地や国籍、性別等を問わず、個人の能力と適性に基づく公正な採用と公平な処遇を行うこと。

第2章 人権施策の視点

1. 教育・啓発の推進

私たちの周りには、様々な偏見や差別により人権を侵害され、苦しんでいる人がいます。こうした人権問題の所在は、人権を侵害される側ではなく、社会の側にあります。人権問題を解決していくためには、県民一人一人が問題を自分のこととして考え、自ら行動していくことが大切です。

県では、全ての県民が、一人一人の人権を共に認め合い、様々な人権問題を自分自身の問題として認識し、人権尊重の意識が行動として日常生活の中に表れ、根づくことを目指し、家庭、地域社会、学校等あらゆる場、あらゆる機会を通じて、より効果的な人権教育・啓発の取組を推進します。

なお、人権教育・啓発の取組を推進するにあたっては、「全ての佐賀県民が一人一人の人権を共に認め合い、支え合う社会づくりを進める条例」に規定している不当な差別やいじめなどの「してはならない行為」等を示しながら具体的な訴求を行い、人権問題を自分事として改めて考えてもらえるよう取り組んでいきます。

条例

【条例第7条第1項】

何人も、不当な差別、いじめ、虐待、プライバシーの侵害、誹謗中傷その他の他人の権利利益を侵害する行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)をしてはならない。

(1) 家庭

1) 現状と課題

- ・ 家庭教育は全ての教育の出発点であり、人間形成の基礎を育む上で重要な役割を担っています。
- ・ ひとり親家庭の増加等による家庭環境の変化等により、子育てや家庭のあり方等に不安を抱える家庭が増加するとともに、家庭内において、子どもや高齢者に対する暴力や虐待など様々な人権侵害の問題も生じています。
- ・ 学校、地域社会等とも相互に連携し、家庭の教育機能の向上を図るための支援体制を確立していく必要があります。

2) 施策の方向

- ・ 家庭教育に関する保護者への学習機会や情報提供の充実を図ります。
- ・ 家庭教育に関する不安や悩みを抱える親などへの相談・支援体制の整備を図ります。
- ・ 児童、高齢者虐待等に対する相談・支援活動の充実を図ります。

(2) 地域社会

1) 現状と課題

- ・ 地域社会は、そこが様々な人々の生活の場であることから、家庭と同様にお互いの人権を尊重する意識や他人に対する思いやりの心を育む役割があります。
- ・ 情報化の進展などにより、人権問題が複雑多様化する中で、これまで以上に家庭と学校、地域社会が連携して、地域で暮らす人々への学習機会の提供や、様々な人権問題に関する取組の充実を図ることが必要となっています。
- ・ CSO等の民間団体と連携・協働しながら人権教育・啓発の取組を推進する必要があります。

2) 施策の方向

- ・ 地域において人権教育・啓発を担う人材の育成及び資質向上に努めます。
- ・ 公民館をはじめとする社会教育施設や県立男女共同参画センター・生涯学習センター「アバンセ」を拠点として、様々な人権問題についての学級・講座等、地域住民の人権意識を高める学習機会の提供に努めます。
- ・ 市町に対して、地域の実情に応じた学習内容の充実や教材作成を支援するための情報提供に努めます。
- ・ 学校との連携を図りつつ、ボランティア活動など多様な体験活動や、高齢者、障害者、外国人等との交流の機会の充実を図ります。
- ・ 多様な民間団体が、地域活動や学校等の場を活用して人権教育・啓発を推進できるよう支援します。

(3) 学校等

1) 現状と課題

- ・ 就学前教育では、幼児の発達の状況に応じ全教育活動を通して、お互いに人権を尊重し合う心情や態度の芽生えを育てるような保育・教育への取組がなされています。
- ・ 小、中、高等学校においては、人権問題について基本的な理解と解決のため学校教育活動全体を通じて、人権尊重の精神を育むための教育が行われています。
- ・ しかしながら、学校現場では、依然として児童・生徒間のいじめや暴力行為、不登校、さらには教職員からの行き過ぎた指導といった問題等が発生しています。

- ・ 情報化の進展によって、SNSを介したいじめや、インターネット上での人権侵害、有害な情報の氾濫などは、こどもたちにとっても身近な問題であり、かつ、深刻な問題となっています。

2) 施策の方向

- ・ 幼児、児童、生徒の実態を踏まえ、身近な人権課題についての学びから、部落差別（同和問題）をはじめとする様々な人権問題についての学習へと発展させていく中で、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることが態度や行動にまで現れるように学習方法の改善・工夫を図ります。

普遍的な視点からのアプローチ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権の概念についての学習 ・ 法の下での平等や個人の尊重についての学習 ・ 自己肯定感を育むための学習 ・ 集団づくりに向けての学習 ・ 多様性の受容についての学習 など
個別的な視点からのアプローチ	部落差別（同和問題）、女性の人権問題、こどもの人権問題など、個別的な人権問題を通じての学び

- ・ 文部科学省の「人権教育研究推進事業」における研究成果や各学校における人権教育推進状況に関する調査等を活用しながら、人権教育を進めるための効果的な教材の収集や開発、人権学習年間指導計画の作成等により人権教育の充実を図ります。
- ・ 豊かな人間性や社会性を育むため、ボランティア活動等多様な体験活動や、高齢者、障害者、外国人等との交流の機会の充実に努めます。
- ・ PTA、NPO、公民館等のCSO活動との協働や家庭・地域社会との連携を一層深めながら、人権教育の充実を図ります。
- ・ 教職員等が人権尊重の理念について正しい認識を持ち、いじめ、差別等を見逃さず適切に対応するとともに、体罰を許さない環境づくりを進め、幼児・児童・生徒の人権に十分に配慮したコミュニケーションが図られるよう、人権教育に関する研修会等の充実に努めます。

(4) 企業等

1) 現状と課題

- ・ 企業等は、社会性や公共性を有しており、その社会的責任を自覚し、人権が尊重される職場づくりや人権尊重の視点に根ざした事業活動が求められます。
- ・ しかしながら、未だに職場内のハラスメントや不公正な採用選考等が発生しており、企業等における人権に関する認識は残念ながら十分とは言えない面があります。
- ・ 今後もより一層の人権教育・啓発の取組が必要となっています。

2) 施策の方向

- ・ 企業等での啓発を推進するため、経済団体等の役職員や、社会福祉・医療施設の経営者等に対して、積極的な啓発・研修に取り組むよう、適切な助言・指導を行います。
- ・ 講師派遣や啓発資材の提供等により、企業等での人権研修等を支援します。
- ・ 門地、国籍、性別などの違い、障害の有無等を超えて、全ての人の就職の機会均等が図られるよう啓発を進めます。
- ・ 従業員の採用、選考に最も影響力をもつ企業のトップクラスに対する研修の充実を図ります。

◆-----◆ 【人権に関わりの深い職業に従事する者に対する取組】

- ・ 医療関係者、福祉関係職員、マスメディア関係者、警察職員、消防職員、行政職員、教職員・社会教育関係職員等は、平成9年（1997年）に、国で策定された「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」において、人権に関わりの深い特定の職業に従事する者として位置付けられています。
- ・ また、これら特定職業従事者のほか、住民の代表として、地方公共団体の施策方針等に深く関わる地方議会議員も、人権に関わりの深い職業と言えます。
- ・ 県では、特定職業従事者や県議会議員の人権意識の高揚が図られるよう、講演会開催等の情報提供を行うとともに、職場研修等の計画があれば、講師の紹介や研修資材の貸出など可能な限りの協力を努めていきます。

2. 当事者に寄り添った支援の推進

(1) 相談体制の整備・充実

1) 現状と課題

- ・ 情報化の進展等により人権問題が複雑多様化する中で、差別の被害者や不安を抱える県民に寄り添う相談体制の整備が重要になっています。
- ・ 本県では、女性や子ども、高齢者に関する相談をはじめ、障害者の権利擁護に関する相談、外国人の生活相談、H I V・エイズや難病等に関する相談、犯罪被害者等に関する相談など各種相談窓口を設置して対応しています。
- ・ また、令和2年（2020年）4月から、総合人権相談窓口として、人権・同和対策課内に「人権啓発センターさが」を設置し、様々な人権相談に対応するとともに、相談内容に適した専門機関への橋渡し、紹介等を行っています。

<人権啓発センターさがへの延べ相談件数>

令和2年度	令和3年度	令和4年度
152件	226件	334件

- ・ 人権意識の高揚などにより相談件数は増加しており、また、相談内容は多様化・複雑化していることから、それらに適切に対処できるように、相談員の資質向上や相談機関の連携等を図っていく必要があります。

2) 施策の方向

- ・ 県の各相談機関の職員や市町の相談窓口担当者が、人権に関する様々な相談に適切に対応できるように、相談対応スキル向上等のための研修を行います。
- ・ 県、市町の広報誌やホームページ等を通じて、相談・支援に関する制度や、各種相談・支援機関の情報の積極的な提供を行っていきます。
- ・ 国や弁護士会等との相互の連携・協力を図ります。

(2) 人権侵害行為への対応の強化

1) 人権侵害行為をした者への行政指導（助言、説示、あっせん等）

現状と課題

- ・ 人権問題は複雑多様化し、様々な人権侵害行為が発生しています。
- ・ 実際には人権侵害行為が発生した場合には、その解消を図り、被害者を救済するための取組が必要になっています。

施策の方向

- ・ 人権侵害行為の内、いじめ、ドメスティックバイオレンス（DV）、高齢者虐待、児童虐待、障害者虐待、ストーカー被害など、個別の法律や条例等によりその対応等が規定されているものについては、当該規定等に則り、専門的な見地から人権侵害行為の解消等に努めます。
- ・ 上記以外の人権侵害行為については、新たな人権条例に基づく次の取組により、人権侵害行為の解消等に努めます。

① 助言、説示及びあっせん

- ・ 相談対応だけでは問題の解決が困難な場合で、なおかつ、相談者から申し出があった場合には、必要に応じて、人権侵害行為をしたと認められる者等に対して助言、説示、あっせんを行います。

助言	ある者に対し、ある行為をなすことについて必要な事項を進言することであり、人権侵害行為に係る問題点を指摘し、解決の方向を示すことなどが考えられます。
説示	人権侵害行為をしたと認められる者に対し、その反省を促し、善処を求め、善事を説示することです。助言がアドバイスとしての意味合いが強いものであるのに対して、説示は反省を促すという意味合いがあります。
あっせん	当事者に話し合いの機会を与え、第三者が双方の主張の要点を確かめ、相互の誤解を解くなどして、和解に導こうとするものであり、具体的には、双方に対する説明、意向の打診、解決に向けての方針や解決案の提示等を行います。

- ・ 助言、説示、あっせんを行うにあたっては、人権侵害行為をしたと認められる者等に対して説明等を求めるとともに、その内容を踏まえて、条例第16条に規定する佐賀県人権施策推進審議会の調整委員会に諮問し、助言、説示、あっせんの適否を慎重に判断します。

<佐賀県人権施策推進審議会の調整委員会>

- ・ 相談者から申出のあった個別事案の内容等を踏まえ、審議会会長が、審議会委員（学識経験者、関係団体等2名）の中から、専門的な知識経験を有する委員（5名以内）を指名します。
- ・ 指名された委員は、県の諮問を受けて、助言、説示、あっせんの適否等について調査審議を行います。

②勧告及び公表

- ・ 助言、説示、あっせんを行った場合において、人権侵害行為をしたと認められる者等が、正当な理由なくそれに従わない場合には、問題解決のための行動を促すため、勧告を行います。
- ・ 勧告を行った場合は、再発防止の観点から、その概要を公表します。
(ただし、当事者の氏名や団体の名称、住所など、対象者が特定される情報は除きます。)

2) インターネットを利用した人権侵害行為への対応

現状と課題

- ・ インターネット上の誹謗中傷等により、尊い人命が失われる事案が発生するなどインターネットを利用した人権侵害行為は社会問題化しています。
- ・ インターネット上の情報は非常に膨大で、日々変化するため、速やかな情報把握が難しく、インターネット上にいったん情報が掲出されると、すぐに拡散してしまい、複数のサイトに同じ情報が複写され、対応が追い付かず、特に海外のサーバなどに情報が移った場合には、事実上、対応ができなくなるといった問題があります。
- ・ スマートフォンの普及等により、子ども達がインターネットを介して様々な情報に触れる機会がふえ、情報収集だけでなく、SNS等による情報発信が一般的となる中で、インターネットを利用した人権侵害行為に加え、自他の情報を発信することによる個人情報流出など多様な人権トラブル・人権被害も増加しています。
- ・ 依然としてインターネットを利用した人権侵害行為が発生している状況を踏まえ、それらを防止していくための取組を国や市町等と連携して更に推進していく必要があります。

[削除要請に関する取組]

- ・ 平成30年(2018年)10月から、インターネット上で人権侵害情報が投稿されていないか監視するネットモニタリングを実施し、人権侵害情報を覚知した場合には、法務局を通じたプロバイダ等への削除要請等を行っています。
- ・ 削除要請に関しては、現行法上、削除要請に応じるかどうかは、当該サイトを管理するプロバイダ等の判断に委ねられており、法務省人権擁護機関や県が違法性のあるものと判断し、削除要請したものであっても、プロバイダ等では、発信者からの損害賠償リスクを考慮し、削除要請に応じられない場合があります。

施策の方向

[教育・啓発の推進]

- ・ インターネットを利用した人権侵害行為を防ぐためには、利用者一人一人が情報の収集・発信における個人の責任や情報モラル（セキュリティを含む）についての知識を深めるため、県民を対象とした情報モラルに関する講座等を開催します。
- ・ インターネット上の誹謗中傷等の防止のための注意喚起等を行うため、啓発ポスターやテレビCM等の媒体を活用した広報啓発を推進します。
- ・ 警察では、県内のサイバー防犯ボランティアの中から「特定サイバー防犯ボランティア」を委嘱し、学生やシニア世代を対象とした情報モラル講話を開催していきます。
- ・ 児童生徒が情報社会で適正に活動するための基礎となる考え方や態度を身につけさせることは、学校、家庭、地域を含めた社会全体の責務です。特に、児童生徒の情報モラルの醸成のためには各学校において、年間計画に基づき、情報モラル教育を確実かつ効果的に位置づけ、児童生徒の発達段階 に応じた情報モラルに関する指導を行うことが必要です。あわせて、各学校の取組に対する支援・サポートを行い、情報モラル教育の推進を図ります。
- ・ 教職員に対して、児童生徒の情報モラル・情報セキュリティを醸成するための指導力向上研修として、情報モラルに関する研修や情報セキュリティに関する研修を実施します。

[ネットモニタリング・ネットパトロール]

- ・ 県では、他の自治体等が行うネットモニタリングの調査研究や県内市町との連携により、効果的・効率的なネットモニタリングの実施に努めます。
- ・ また、県内の学校に在籍する児童生徒が書き込みを行っていると思われるインターネット上の掲示板等を検索し、問題のある書き込みを発見した場合には学校等へ連絡する「ネットパトロール」を行い、注意喚起や指導など早期対応、再発防止に努めています。

[プロバイダ等への削除要請]

- ・ ネットモニタリング等により、特定の者を不当に差別する情報や、不特定多数の者に対する人権侵害行為を助長・誘発する情報を覚知した場合には、表現の自由を不当に侵害しないように留意しつつ、プロバイダ等に対する削除要請を行います。
- ・ 削除要請の実施に当たっては、国で策定されている「インターネット上の人権侵害情報による人権侵犯事件に関する処理要領（平成16年10月22日法務省人権擁護局調査救済課長通知）」等を踏まえ、必要に応じて県の顧問弁護士に相談の上、削除要請の適否を慎重に判断します。

- ・ プライバシーの侵害や名誉毀損など、県において侵害の事実を証することが困難な情報の削除について相談があった場合には、権利利益の侵害を訴える者自身による削除要請を支援します。（社会的影響が大きい場合は、並行して県からも削除要請をします。）

【国への要望】

- ・ インターネット上の人権侵害情報については、速やかな削除を可能とするための法律の改正等を国に対し求めていきます。

【参考】 主な関係法令

- ・ 全ての佐賀県民が一人一人の人権を共に認め合い、支え合う社会づくりを進める条例
- ・ 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律
- ・ 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律
- ・ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律
- ・ 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律
- ・ 佐賀県青少年健全育成条例

第3章 人権課題毎の施策の推進

1. 部落差別（同和問題）

1) 現状と課題

- ・ 2016年（平成28年）12月に「部落差別解消推進法」が制定され、部落差別（同和問題）の解決が国民的課題であると改めて示されました。
- ・ 2021年（令和3年）に実施した人権に関する県民意識調査では、自分のこどもが結婚しようとしている相手が同和地区出身の人であることがわかったとき、「できれば結婚させたくない」または「絶対に結婚させたくない」と回答された方が、前回調査（2013年（平成25年））より2.8%減少したものの、8%の方がいまだそのように回答されています。
- ・ このほか、賤称語を用いた差別発言や誹謗中傷、学校や公的機関への同和地区・被差別部落に関する問い合わせ、採用選考時における不適切質問などが依然として発生するなど、同和地区・被差別部落出身者等への偏見や差別意識は、今なお存在しています。
- ・ また、近年は、インターネットの匿名性を悪用した差別情報の掲載等の問題など、情報化の進展に伴って、部落差別（同和問題）に関する状況は大きく変化しています。

2) 施策の方向

- ・ こうした差別を解消するためには、県民一人一人が部落差別（同和問題）について正しく理解し、「部落差別は許されないものである」という認識をもつことが重要です。
- ・ そこで、差別の解消に向けて、部落差別（同和問題）についての正しい理解と認識を深めることを目的とした人権教育・啓発等を推進します。
- ・ また、これまでの同和教育の成果を踏まえ、部落差別（同和問題）に関する正しい理解に立って偏見や差別に立ち向かう力を育てるとともに、児童・生徒の自主性を尊重した学校教育や地域における社会教育の実践に一層努めます。
- ・ 加えて、公正な採用選考システムの確立や差別のない雇用確保のため、関係機関・団体と連携した取組を進めます。
- ・ さらに、近年特に大きな問題となっているインターネットを利用して不当な差別的取扱いをすることを助長・誘発する情報の掲載等を防止するための啓発活動を行うとともに、このような情報が掲載された場合には、表現の自由に留意しつつ、当該情報の削除に向けて取り組みます。

3) 主な取組

【教育・啓発の推進】

①教育の推進

ア) 学校教育

部落差別（同和問題）について正しい理解と認識を深め、偏見や差別をなくすため、部落差別（同和問題）を自分事とするための職員研修の充実を図り、学校全体で取り組む体制づくりを推進します。

職員研修用の動画や資料の作成、指導案を作成し、同和問題を自分事として捉えられる児童生徒の育成を推進します。

イ) 社会教育

地域住民へ教育・啓発が行われるよう、社会教育指導員が活用できる資料の作成や社会教育指導員等の資質を高める研修を実施し、学校教育と社会教育が一体となった部落差別（同和問題）解消の取り組みをより一層推進します。

② 啓発の推進

部落差別（同和問題）についての正しい情報等に触れる機会を提供するため、講演会の開催やマスメディアを活用した啓発活動を実施します。

③ 研修の推進

正しい理解と認識を深めるため、行政関係職員及び警察職員に向けた研修を実施します。また、関係機関とも連携し、企業等に対して公正採用等を促すための研修や従業員等に対する研修を促すための研修を実施するとともに、研修用資材の貸し出しや講師派遣事業等により各企業における職場内研修を支援します。

④ 公正な採用選考システムの構築

企業等に対して公正な採用選考を行うよう促すほか、国、県、県教育委員会、学校、関係団体が連携して不適切事象の防止に取り組みます。また、中学校や高校の生徒に対して統一応募用紙を定めるに至った経緯や統一応募用紙を用いることの意味等に関する学習を推進します。

⑤ えせ同和行為の排除

えせ同和行為の排除に向けて、関係機関と連携し、正しい知識と対処についての啓発活動を実施します。

【当事者に寄り添った支援の推進】

① 相談体制の充実

部落差別（同和問題）に関する相談に対し、迅速かつ的確に対応するため、国、市町、関係団体等と連携して相談体制の充実を図り、相談者への助言、必要な情報の提供、専門的な対応を行うことができる関係機関の紹介、その他相談対応として必要な支援を行います。

② 隣保館事業等の推進

隣保館や教育集会所等での相談事業や各種啓発事業を推進できるよう、適切な助言・指導を行います。

③ インターネット上の差別解消に向けた取組み

差別的書き込みに対するモニタリングを実施し、問題のある書き込みについては、国や市町等と連携し、削除依頼を行う等、インターネット上で行われる差別解消に努めます。

(参考) 主な関係法令

- ・ 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（2000年（平成12年）法律第147号）
- ・ 部落差別の解消の推進に関する法律（2016年（平成28年）法律第109号）

2. 男女共同参画

1) 現状と課題

- ・ 共働き世帯や単身世帯の増加など家族形態の変化、男女の生き方の多様化等が進む中、依然として、「男だから」、「女だから」といった性別による固定的な役割分担意識や、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が根強く、女性の就労継続や男性の家事・育児等への参画などを難しくしています。

※令和4年度佐賀県「固定的性別役割分担意識」に関するネットアンケートでは、「夫は仕事、妻は家庭」という性別役割分担に賛成する人が、男性で13.3%、女性で6.5%存在します。

- ・ また、男女間の格差を是正するための積極的改善措置（ポジティブ・アクション）に対する理解が十分でなく、改善に向けた取組が進んでいません。
- ・ 男女を問わず「男性優位」の意識が残っています。男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの推進が男性にとって、また、事業所にとっても有益であることの理解がまだ十分ではありません。
- ・ 一方で、労働環境の整備が不十分であることや配偶者をはじめとする家族の理解不足などから、女性自身が企業・事業所において指導的立場を敬遠する傾向も見られます。

※令和3年における佐賀県の常用雇用者のきまって支給する給与（事業所規模30人以上）は男性の賃金を100とした時に女性は62.4となっています。

- ・ 女性農業者を含む地域の担い手が高齢化しており、農村地域の活性化に寄与してきた農山漁村女性ネットワークが脆弱化しています。また、栽培技術・経営を習得する場も多くありません。
- ・ DV（配偶者や交際相手など親密な関係にある又はあった者から振るわれる暴力）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、潜在化しやすく、深刻化しやすいという特性があります。
- ・ 佐賀県の配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は減少傾向にあるものの、警察における令和4年度のストーカー・DV事案の認知件数は過去最多を更新しています。また、他県では被害者が殺害される事件が発生するなど、この種の事案は依然として厳しい状況にあります。

2) 施策の方向

- ・ 性別によらず誰もが個人として認め合い、個性や能力を発揮することができるジェンダー平等・男女共同参画の社会づくりに向けて、幼少期から男女双方の意識形成・行動変革、企業経営者等への理解促進の働きかけ、政策・方針決定の場への女性の参画を促進します。
- ・ 男女を問わず、仕事と家庭・地域生活のバランスの取れたライフスタイルが実現で

きるよう、子育てや介護の支援の充実を図るとともに、事業所・団体等と連携し、働き方の見直し等の環境整備、特に男性が育児休業や介護休業を取得しやすい環境づくり、男性に対する意識啓発を進めていきます。

- ・ 女性の活躍やワーク・ライフ・バランスの実現に向けた企業等の取組を促進するなど、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）の推進等により女性の能力が発揮できるよう、意識啓発、情報提供、能力開発等の取組を進めるとともに、就業継続の支援に積極的に取り組みます。農山漁村女性の資質向上の場づくり（研修会や集中講座等）やネットワーク構築を推進します。
- ・ DVや性暴力等は、個人の尊厳を脅かす人権侵害であり、被害者や児童への影響も深刻であることから、相談・支援体制の充実や関係機関の連携、ジェンダー平等の意識啓発を進めていきます。
- ・ また、ストーカー・DV事案のうち、人身の安全を早急に確保する必要があると認められる事案については、認知した段階から、その危険性に応じて、被害者等の生命、身体の安全確保を最優先とした保護対策を実施します。被害者保護を最優先とし、あらゆる機会を捉えて、日頃から関係機関等との連携を図り、顔の見える関係性の構築を図ります。

3) 主な取組

【教育・啓発の推進】

①ジェンダー平等の視点に立った男女双方の意識形成

男女共同参画社会の基盤づくりのため、ジェンダー平等の視点に立った男女双方の意識形成を進め、行動変革を促すため、啓発に取り組みます。

②女性が活躍し、男女が共に参画する社会の実現

女性が活躍し、家庭や職場等において男女がともに参画する社会づくりを進めるため、啓発に取り組みます。

③ワーク・ライフ・バランスの実現

男女を問わず、仕事と家庭・地域生活のバランスの取れたライフスタイルが実現できるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた事業所等の取組を促進します。

④女性農業者に向けた研修会の実施

女性農業者のネットワーク構築や資質向上の場づくりとしての研修会等を実施します。

⑤学校教育における男女共同参画の意識の形成

次世代を担う子どもたちが男女共同参画の理解や将来を見通した自己形成ができるよう、佐賀県版人権教材において、男女共同参画社会に向けての教材を収録しており、学校の授業等での活用を促進します。

⑥社会教育における男女共同参画の意識の形成

社会教育指導者養成講座等で、社会や家庭・地域生活での環境づくりや男性に対する意識啓発を推進します。

⑦ストーカー・DV事案等の被害者、加害者、傍観者とならないための広報・啓発の推進

ストーカー・DV事案の被害者、加害者、傍観者とならないために、どのような行為が法律違反になるのか、被害に遭った場合の対処方法等について、あらゆる機会を捉えて広報を実施します。

⑧男女間のあらゆる暴力のない社会の実現に向けた啓発・教育

DV防止・被害者支援のため、暴力を許さない社会の実現に向けた啓発・教育に取り組みます。

⑨関係機関との連携

各種会議や研修を通じ、関係機関と連携し、正しい知識と対処についての啓発活動を実施します。

【当事者に寄り添った支援の推進】

①DV防止・被害者等支援体制の確立

迅速な通報・相談しやすい体制の確立、安全な保護体制の確立、被害者の自立に向けた支援体制の確立、被害者の安全安心に配慮した支援体制の確立に取り組みます。

②一時避難における関係機関との連携

被害者保護のために一時避難が必要と認められる事案を認知した際、対応をスムーズに行うことができるよう、日頃から、各種会議や研修を通じ、関係機関と顔の見える関係性の構築を図ります。

③関係法令を適用した事件化及び行政措置

被害者保護のため、関係法令を適用して早期に被疑者を検挙するほか、ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく禁止命令等や、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく保護命令制度等の教示を行います。

(参考)主な関係法令

- ・男女共同参画社会基本法〈1999年（平成11年）法律第78号〉
- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律〈2015年（平成27年）法律第64号〉
- ・政治分野における男女共同参画の推進に関する法律〈2018年（平成30年）法律第28号〉
- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律〈2001年（平成13年）法律第31号〉
- ・ストーカー行為等の規制等に関する法律〈2000年（平成12年）法律第81号〉
- ・食料・農業・農村基本法〈1999年（平成11年）法律第106号〉
- ・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律〈2022年（令和4年）法律第52号〉

3. こども

1) 現状と課題

- ・ 日本国憲法および「児童の権利に関する条約」の精神にのっとり、全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、2023年（令和5年）にこども基本法が施行されました。
- ・ こども基本法では、「児童の権利に関する条約」の四原則、すなわち①「差別の禁止」、②「生命、生存及び発達に対する権利」、③「こどもの意見の尊重」、④「こどもの最善の利益」が基本理念に含められています。
- ・ しかしながら、これらの「こどもの権利」に対する社会の認識は高いとは言えません。こどもの権利について広く県民に周知し、こどもの権利に対する一人一人の意識を高める必要があります。
- ・ また、少子化や核家族化の進行、共働きの増加、地域における人間関係の希薄化、インターネットやSNSの普及によるこどもへの影響など、こどもや家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。
- ・ さらには、児童虐待、いじめ、犯罪被害に加え、「こどもの貧困」や「ヤングケアラー」など、様々なこどもの人権に関する問題が発生しています。
- ・ 「共生社会」とは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会です。誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会であり、このような社会を目指すことは、我が国において最も積極的に取り組むべき課題となっています。学校教育は、障害のある幼児児童生徒の自立と社会参加を目指した取組を含め、「共生社会」の形成に向けて、重要な役割を果たすことが求められています。

○児童虐待

- ・ 佐賀県内において、児童虐待の疑いがあり、県内の児童相談所に対応した児童相談対応件数が令和4年中は1,085人と過去最多を更新し、令和5年も高い水準で推移しています。
- ・ 児童虐待は、児童が自ら助けを求めることが困難、被害を受けていること自体を認識できないなどの理由により、被害が潜在化・長期化し、深刻な被害に至る可能性が高くなります。

○いじめ

- ・ 令和4年度の佐賀県の小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は5,916件（前年度5,249件）であり、前年度に比べ667件増加しています。増加しているのは、教育現場において、いじめに対して早期発見・早期対応するという取組が浸透しているためと考えられます。
- ・ 一方で、いじめの重大事案も発生しています。
- ・ いじめの内容については、小・中学校及び特別支援学校においては、「冷やかしからい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。」が最も多く、続いて「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。」が多くなっています。
- ・ また、高等学校においては、「冷やかしからい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。」が最も多く、続いて「パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。」が多くなっています。
- ・ なお、「パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。」については発見が難しいため、今後もアンテナを高くし、引き続き早期発見に努めなければなりません。

○犯罪被害

- ・ 少年が巻き込まれる犯罪について、被害にあう少年は家庭内や学校での寂しさや孤独感などから、少年自らインターネットにプロフィールなどを投稿し、そこで知り合った人と連絡を取る中で児童ポルノ禁止法違反等の被害に遭うケースが多く見受けられます。
- ・ また、問題行動を繰り返している少年の中には、家庭における虐待や学校におけるいじめなどの被害体験が原因となっている場合も多く見られます。
- ・ 県内では、令和4年中の児童ポルノ禁止法違反等の被害少年数は40人、SNSに起因する事犯の被害児童数は16人で、いずれも、近年増加傾向にあります。

○インクルーシブ教育システム（共生社会の形成）

- ・ 共生社会の形成に向けて、人間の多様性の尊重等を強化し、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みである、インクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があります。
- ・ 特別支援教育は、障害のあるこどもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、こども一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。
- ・ また、特別支援学校においては、これまで蓄積してきた専門的な知識や技能を生かし、小・中学校や高等学校等のこどもの教育に関し、必要な助言又は援助を行うよう努める

など、地域における特別支援教育のセンターとしての機能の充実を図ることが求められています。

○その他の課題

- ・ 「国民生活基礎調査」によると、こどもの貧困率について、平成 30(2018)年には 14.0%であったものが、2021 年（令和 3 年）には 11.5%と、減少してはいるものの、およそ、こどもの 8 人に 1 人が貧困状態にあるという結果になっています。
- ・ また、保育所等や放課後児童クラブにおいて、障害児や特別な配慮を要するこどもが増えています。保育従事者の質の向上やこども一人一人の発達段階に応じた対応、特別な配慮を要するこども等への対応ができるように、保育所等や放課後児童クラブの充実を図る必要があります。
- ・ そのほか、若年層のエイズ及び性感染症や人工妊娠中絶の問題や、性情報の氾濫、性犯罪・性被害の防止、性に関する意識や価値観の多様化、LGBT への理解等の課題など、様々な問題があります。

2) 施策の方向

- ・ 「こどもの権利」を広く県民に周知し、こどもが声をあげやすく、またこどもにかかわる誰もがこどもの声に十分に耳を傾けることができるように、体制作りを行います。
- ・ また、こどもの権利の一つであるこどもの意見表明に取り組み、こどもが家庭や学校、地域等で意見を聴かれ、その意見が尊重される機会を持つことでこどもの自己肯定感、自己有用感、主体性を高めることとなるように取り組みます。

○児童虐待

- ・ 児童虐待は、こどもの心身の発達及び人格の形成に重大な影響を与えるため、発生子予防から早期発見・早期対応、さらには虐待を受けたこどもの保護・自立支援に至るまでの切れ目のない総合的な支援体制を整備、充実していきます。
- ・ なお、児童虐待を警察が認知した段階では、事案の危険性・緊急性を正確に把握することが困難である一方、事態が急展開して重大事件に発展するおそれがあることから、児童相談所等関係機関と緊密な連携を図りつつ、児童の安全確保を最優先に、迅速・的確かつ組織的な対応を徹底していきます。

○いじめ

- ・ いじめを早期に発見し、対応するため、「いじめは、どのこどもにも、どの学校でも起こりうる」との認識のもと、平成 26 年 9 月に策定した「佐賀県いじめ防止基本方針」に則り、いじめ問題に係る取組を総合的かつ効果的に推進していきます。

○犯罪被害

- ・ 少年が巻き込まれる犯罪について、家庭内などに問題を抱えた少年への立ち直り支援は少年だけでなく保護者への支援が重要となるため、県警察では保護者等の同意を受け、少年のみならず保護者に対する継続的な助言・指導などの支援活動を行います。
- ・ この支援活動は、短期間で成果を得ることが困難であり、かつ、専門的な知識を必要とする活動のため、被害少年サポーターをはじめとしたボランティア等と連携して対応します。

○インクルーシブ教育システム（共生社会の形成）

- ・ こども一人一人の教育的ニーズに応じた教育環境づくりや小・中学校や高等学校等におけるインクルーシブ教育システムの体制づくりを支援します。
- ・ 教員誰もが特別支援教育の専門性を身に付け、障害のあるこどものニーズに応じ、授業の中での適切な支援ができるよう、人材の育成及び支援体制づくりを推進します。

○その他の課題

- ・ こどもを取り巻く環境は大きく変化していることから、こどもを取り巻く諸問題に対する県民の意識を高めるとともに、関係機関の連携強化、新たな取組み等を通じ、こどもの状況に周囲の大人が早く気づき、虐待やヤングケアラーといった問題の発生、深刻化を未然に防ぐことができるような環境づくりに取り組んでいきます。
- ・ こどもの将来が生まれ育った環境によって左右されたり、貧困が世代を超えて連鎖したりすることがないように、経済的に厳しいひとり親家庭等への支援の充実に取り組んでいきます。
- ・ また、こどもが安心できる保育・幼児教育の場を確保し、さらには、市町と連携しながら、より良い保育が提供できるよう取り組んでいきます。
- ・ そのほか、児童生徒の性に関する問題について、性に係る行動は、自他の人生に大きくかわることから、児童生徒が性に関する知識を確実に身に付けるとともに、自己の行動に責任をもって生きることの大切さや、よりよい人間関係の在り方を身に付けることができるよう、学校における性に関する指導の推進及び充実に努めます。

3) 主な取組

【教育・啓発の推進】

①「児童の権利に関する条約」の理解を推進

県教育委員会作成の人権教材の活用を通して、「児童の権利に関する条約」を、おとなだけでなく児童生徒自身に対しても理解を推進していきます。

各市町行政の啓発担当者や、社会教育指導員の啓発を通じこどもの権利について意識の浸透を図ります。

②「こどもの権利」「こどもの意見」の啓発

研修の実施等によりこどもの権利の啓発に努めます。

保護者、学校関係者、関係団体等に研修やワークショップを実施し、大人がこどもの意見を聴く姿勢を持ち、また「こどもの意見」を正しく理解できるようにします。

③こどもの意見表明の機会確保等

こどもが意見を表明できるように、公募のほか、生活の場や活動の場での意見交換等様々な機会・参加方法を活用し意見を聞く場を設けるように取り組みます。

県としてもこどもの意見を各施策に反映するように取り組むことが求められており、こどもの意見を各施策に反映するため、施策に応じた様々な方法で意見聴取を行います。

また、声を上げにくいこども・若者等からも意見を聴くために状況や特性に合わせた工夫や配慮を行います。

④児童福祉についての啓発の推進

児童福祉の理念の一層の周知及びこどもを取り巻く諸問題に対する社会的関心の喚起を図るため、毎年5月5日のこどもの日から1週間の「児童福祉週間」を中心に、県民日より、テレビ、新聞等の広報媒体を利用した啓発活動を展開するなどして、児童福祉の理念の普及、啓発に努めます。

⑤情報モラル・セキュリティ教育の推進

これからのデジタル社会を生きていくこどもたちを被害者や加害者にならないために、小学校から高等学校の児童生徒を対象に、成長段階に応じたネットリテラシーを含む情報モラル教育や、教職員を対象とした情報モラル研修等に取り組みます。

○児童虐待

⑥児童虐待防止のための広報

厚生労働省において毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と定めており、それに伴い佐賀県警察では、毎年11月の広報重点として「児童虐待防止対策の推進」を挙げ、警察だより等による広報を実施します。

○いじめ

⑦いじめの未然防止について

ア)「佐賀県いじめ問題対策委員会」の設置

いじめ防止対策推進法に基づき、全県立学校に「いじめ等対策委員会」を設置するとともに、県教育委員会に、弁護士や精神科医等の外部委員で組織した「佐賀県いじめ問

題対策委員会」を設置し、いじめの未然防止に努めます。

イ) 佐賀大学との連携による「いじめ防止対策研修会」の実施

佐賀大学と佐賀県教育委員会との連携協力事業に基づき、いじめの防止等のための方策等に係る教職員の研修プログラムを作成し研修会を行います。

ウ) スクールロイヤー活用事業

県立学校が抱える諸課題の解決及び県立学校におけるいじめ予防教育の推進に資するため、法律の専門家の活用を図り、法的相談業務及び法的側面からのいじめ予防教育等を行います。

⑧いじめの再発防止について

県教育委員会が定義している「いじめの解消」について、各学校への周知及び取組の徹底を図ります。

○犯罪被害

⑨少年の非行及び犯罪被害防止に関する広報啓発活動の推進

学校等から依頼される薬物乱用防止講話等の機会を通じ、少年サポートセンターの相談電話であるヤングテレホンの紹介を行うとともに、少年の非行及び犯罪被害防止に向けた広報啓発活動を推進します。

また、中学校進学前の保護者に向けた家庭教育講座等においても効果的な広報啓発活動を行います。

○インクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進

⑩インクルーシブ教育システムや教職員の専門性の向上に係る体制づくり

ア) 特別支援教育コーディネーターを中心とした教職員全体の特別支援教育に関する専門性の向上を支援するとともに、障害のある子どもへの一貫した支援の充実を図ります。

イ) 特別支援学校のセンター的機能の充実を図ることの一環として、小・中学校や高等学校等に、特別支援学校の教員を巡回相談員として派遣することにより、障害のある子どもの支援に係る教職員の専門性の向上と校内支援体制の整備を支援します。

ウ) 就学前からの教育相談の充実など教育支援体制を整備する市町教育委員会に対し、適切な就学に係る情報や研修の機会を提供します。また、就学先の決定や合理的配慮について、本人・保護者との合意形成が図られるよう、市町教育委員会と連携し、必要な支援を行います。

⑪交流及び共同学習（居住地校交流）の推進

市町教育委員会と連携しながら、特別支援学校に在籍する児童生徒が居住する地域の小中学校等との居住地校交流を推進し、保護者や地域住民等への理解啓発を図ります。

○その他の課題

⑫ヤングケアラーについての研修の推進

ヤングケアラーは、支援が必要であっても表面化しにくい構造となっていることから、早期に発見し支援につなげるため、本人やその家族と接する機会が多いと思われる関係機関・団体の職員や民生委員・児童委員等に対して、支援について理解を深めるための研修を実施します。

⑬適正な保育に向けた取組

- ・ 市町と連携し、保育所や放課後児童クラブなどこどもたちの受入れ施設を整備するとともに、保育士や幼稚園教諭、放課後児童支援員等の担い手確保に取り組みます。
- ・ 平成30年4月に施行された保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領及び幼稚園教育要領に基づく人権に配慮し、適切な教育・保育の実施を行います。
- ・ こどもが安心して過ごせる居場所として、保育所等や放課後児童クラブにおける保育等の質の向上に努めるとともに、障害児や医療的ケア児を受け入れる保育所等や放課後児童クラブに対して、一人一人のこどもの状況に適した支援ができるよう、補助制度の実施を引き続き実施します。
- ・ 虐待等に関する相談・通報があった場合は、迅速・適切に対応するとともに、その背景として、保育現場に余裕がないことが考えられることから、市町と協力・連携し、未然防止できるような保育現場の環境づくり、その他の必要な支援を行っていきます。

⑭性に関する指導の充実

ア) 性に関する指導支援事業

小学校、中学校及び高等学校に産婦人科医等、性に関する指導に造詣の深い講師を派遣し、性に関する知識を確実に身に付けるとともに、生命の尊重や自己及び他者の個性や望ましい人間関係について、自分で考え、判断し、適切な行動ができる児童生徒を育成します。

イ) 性に関する指導協議会

学校における性に関する指導を充実させるために、関係団体の代表者で構成する協議会を開催します。

⑮性に関する指導についての研修の実施

学校における性に関する指導力の向上を図るため、各学校の性に関する指導担当の教職員を対象に研修会を開催します。

⑯思春期における性に関する指導の充実

性教育及び相談の指導者に対する資質向上研修や、人工妊娠中絶の防止等女性の健康を支援するための知識の普及啓発・小冊子の作成・配布、各保健福祉事務所への「思春期と女性のための健康相談窓口」設置を行い、児童生徒が性に関する正しい知識を理解す

るとともに、生命の尊重や自己及び他者の個性を尊重し、相手を思いやり、望ましい人間関係を構築する等、適切な行動をとることができるよう支援します。

【当事者に寄り添った支援の推進】

○児童虐待

①児童虐待防止等への取組

児童相談所の体制強化に加え、市町、警察、学校その他関係機関との連携強化を通じ、児童虐待の早期発見・早期対応を図ります。

②厳正な捜査と被害児童の支援

児童虐待の端緒を得た場合、生活安全警察部門と刑事警察部門が連携を図り、事件化の可否及び要否、事案の緊急性・重大性を検討した上で、取り扱うべき事案については、関係機関の告発等を待つことなく、可能な限り速やかに、あらゆる罪名を適用し、被疑者の逮捕等必要な捜査を行うほか、捜査を契機として、児童の死亡等、事態が深刻化する前に児童を救出保護します。

また、被害児童の事情聴取に当たっては、状況により、児童の心理、特性に関する専門的知識を有する少年補導職員等を立ち合わせるとともに、関係機関と緊密な連携をとり、当該児童に対するカウンセリングを行うなど被害児童の立ち直りに向けた支援を行います。

③こどもアドボカシーへの取組

こどもは、年齢及び発達の程度に応じてその意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるべきものであることに鑑み、児童虐待などで保護されたこどもについては、その行き先や、施設入所中の処遇に関して、児童相談所や施設の職員がこどもの意見を聞くことはもとより、第三者がこどもの本当の気持ちを聞く仕組みを導入します。

○いじめ

④いじめの早期発見・早期対応について

ア) いじめの実態把握

早期発見・早期対応、解決に資するため、各学校が従来行っていたいじめのアンケートに加え、全ての児童生徒・保護者に対し、県教育委員会作成の標準様式によるアンケート調査を実施し、いじめのさらなる顕在化に努めます。

イ) スクールカウンセラーの配置

生徒指導上の諸課題の早期発見・早期対応のため、県が事業主体となって全市町立中学校及び全県立学校にスクールカウンセラーを配置することで、教育相談体制の一層の充実を図ります。また、市町立小学校にスクールカウンセラーを配置する全市町に

対して、県が補助をします。

ウ) いじめホットライン（24時間電話相談）の開設

いじめ問題に悩む児童生徒及び保護者に対して、365日24時間対応の電話相談を開設し、専任の相談員による電話相談を行います。

○犯罪被害

⑤居場所づくり活動の実施

少年の健全育成のため、関係機関・団体、地域社会と協力し、非行や犯罪被害等の問題を抱える少年を対象に、各種スポーツ活動や清掃活動等の社会奉仕活動、農作業体験活動等の機会を通じて、少年の心の拠り所となる居場所づくり活動を行います。

⑥ボランティア等と連携した支援活動の推進

少年への支援活動は、地域ボランティアと連携することにより、より効果的な活動となる場合が多いことから、協力を得られるボランティアの中から被害少年の保護活動に対する理解があるなどの要件を満たす者を被害少年サポーターとして委嘱しています。

また、SNS等インターネットの利用に起因する少年の性被害が顕在化していること等に鑑み、インターネット等に精通し、かつ、対象少年の心情や行動を理解しやすい大学生を少年サポーターとして委嘱しています。

これらボランティアに対する研修を行い、非行や犯罪被害等の問題を抱える少年に対する支援能力の向上を図ります。

○その他の課題

⑦こどもの貧困対策への取組

こどもの貧困対策を総合的に推進します。佐賀県子どもの貧困対策推進計画に基づいて、様々な課題を持つ子どもたちへの教育の支援や経済的支援など様々な施策を、市町や関係機関等と連携しながら実施します。

⑧ヤングケアラー支援への取組

県にヤングケアラー支援推進コーディネーターを配置するほか、支援者団体による相談支援窓口を設置し、こどもがこどもらしく過ごせるための支援体制を構築します。

⑨スクールソーシャルワーカーの活用

学校だけでは解決できない問題に対し、家庭や関係機関等との連携をより一層強化し、問題を抱える児童生徒の課題解決を図るためにスクールソーシャルワーカーを派遣し、児童相談所、教育支援センター、警察等、関係機関のネットワークを活用した支援を行います。

(参考)主な関係法令

- ・ 児童の権利に関する条約 〈1989年(平成元年)11月20日国連採択、1994年(平成6年4月22日)批准〉
- ・ こども基本法 〈2022年(令和4年)法律第77号〉
- ・ 児童福祉法 〈1947年(昭和22年)法律第164号〉
- ・ 児童虐待の防止等に関する法律 〈2000年(平成12年)法律第82号〉
- ・ いじめ防止対策推進法 〈2013年(平成25年)法律第71号〉
- ・ 少年法 〈1948年(昭和23年)法律第168号〉
- ・ 少年警察活動規則 〈2002年(平成14年)国家公安委員会規則第20号〉
- ・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 〈2013年(平成25年)法律第65号〉

4. 高齢者

1) 現状と課題

- ・ 佐賀県の65歳以上の高齢者数は、2023年（令和5年）4月1日時点で248,387人であり、総人口の31.8%を占めています。全国の高齢化率は29.0%（令和5年版高齢社会白書）となっており、本県は全国平均を上回るペースで高齢化が進んでいます。
- ・ 本県の高齢者人口は2025年前後にピークを迎えた後、2040年頃まで横ばいで推移する見込みです。また、75歳以上の後期高齢者の人口は2035年まで増加する見込みです。高齢単身世帯は今後も増加することや2025年には65歳以上の高齢者の約5人に1人は認知症になることなども見込まれます。

○社会参加促進

- ・ 高齢者が明るく活力のある長寿社会を維持するため、高齢者の意欲及び能力に応じた雇用機会の確保が重要です。
- ・ 農林漁業においては、担い手の高齢化が進行しており、産地の縮小が懸念されており、農山漁村の高齢者が、意欲や体力に応じて、それぞれの地域で生きがいを持って暮らしていくとともに、経験や技術を次代に残せるような仕組みづくりが必要です。

○虐待等の被害防止と支援

- ・ 高齢者の人権に関する問題としては、高齢者への虐待が課題となっており、厚生労働省が行った高齢者虐待への対応状況等に関する調査（令和3年度）によると、高齢者に対する虐待の件数は、高止まりの傾向が続いています。
- ・ また、社会経済のデジタル化、ICT関連の取引形態の高度化・複雑化（※1）がますます進んでいく中で、高齢者に対する悪質商法や振り込め詐欺等の犯罪の増加や、高齢者の単身世帯の増加に伴う、認知症高齢者など「特に配慮を要する消費者」の孤独・孤立化も懸念されることから、消費者の被害防止や救済のための相談窓口の整備、消費者教育の推進及び情報提供・啓発の充実や家族だけでなく福祉・医療関係者、警察、消費者団体、民間事業者、自治会など地域のコミュニティ全体で見守るネットワークの構築が必要となります。
- ・ 2021年（令和3年）に実施した「人権に関する県民意識調査」においても、高齢者の人権について問題が起きていると思われることへの回答として、「悪徳商法、特殊詐欺の被害者が多いこと（66.6%）」が最も多く、「病院や介護施設等において劣悪な処遇や虐待を受けること（41.9%）」や「高齢者が邪魔者扱いされたり、避けられたりすること（36.9%）」などが前回の2013年調査結果を上回る結果となっています。

2) 施策の方向

○社会参加促進

- ・ 高齢者が健康でいきいきと暮らし、介護が必要となった場合にも、人格と個性が尊重され、可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けるため、地域の実情に応じた地域包括ケアシステム（※2）を推進していく必要があります。
- ・ そこで、地域住民や地域の多様な活動団体により、様々な生活上の困難を支え合う地域共生社会の実現を図るとともに、援助を必要とする高齢者に対して、無償で介護、看護、日常生活上のお世話や援助を提供する家族や親族等（家族介護者）への支援に取り組んでいきます。
- ・ また、高齢者が健康でいきいきと暮らしていけるよう、引き続き、高齢者の社会参加を推進するための学習機会等を充実し、まなびの成果を生かして地域社会活動に参加できる環境づくりに努めます。
- ・ 更に、高齢者の長年培われた知識、経験を生かし活躍できる多様な形態による雇用・就業機会が確保されるよう啓発に努め、高齢者の就労等の機会を高めるため、関係機関と連携し技能講習等の充実を図られるよう努めます。

○虐待等の被害防止と支援

- ・ 認知症などにより判断能力が十分でない高齢者を支援する成年後見制度の利用や、虐待防止の推進を図ります。
- ・ 高齢者をはじめとする県民からの消費生活相談について適切な助言を行い、またあっせんによる消費者被害の回復に努め、被害の未然防止のために、寄せられた相談内容の分析を踏まえた啓発活動及び事業者指導の一体的な展開に取り組めます。
- ・ また、県内市町に「消費者安全確保地域協議会」（見守りネットワーク）（※3）の設置を促し、認知症高齢者等の消費者被害の未然防止と拡大防止に取り組めます。

3) 主な取組

【教育・啓発の推進】

○虐待等の被害防止と支援

①高齢者の人権問題についての教育・啓発の推進

- ア) 市町職員、介護職員等への教育・啓発
 - ・ 市町職員や介護職員等を対象に高齢者虐待防止のための研修を実施します。
 - ・ 市町や介護職員等へ成年後見制度の普及・啓発を行うとともに、市町が成年後見制度の利用促進に関する施策を実施できるよう支援します。

イ) 高齢者への啓発

高齢者に対し関係団体を通じて、人権問題の啓発に努めます。

② 高齢者施設等に対し虐待防止の取組を助言・指導

高齢者施設等に対し虐待防止の取組を助言・指導します。

【当事者に寄り添った支援の推進】

○社会参加促進

① 地域包括支援センターの機能強化

高齢者やそのご家族や親族等（家族介護者）などの幅広い相談に対応し、適切な支援につなげるため、地域包括支援センターの職員の資質向上に向けた取組を行います。

② 雇用・就業機会の確保

定年退職者等を対象とした就農講座の開催（継続）や技術等の継承を行う仕組みづくりを支援します。

③ 高齢者が活動できる環境整備の推進

県立生涯学習センターを核として多様な学習機会の提供や生涯学習情報を発信するとともに、高齢者の社会参加の機会として放課後子供教室等の地域活動の支援に努めます。

○虐待等の被害防止と支援

④ 見守りネットワークの構築

認知症高齢者等の配慮を要する消費者の消費者被害の未然防止と拡大防止を図るため、県内市町に「消費者安全確保地域協議会」（見守りネットワーク）の設置促進に取り組みます。

⑤ 消費生活相談窓口の設置

消費生活センターに国家資格を持つ消費生活相談員を配置し、高齢者をはじめとする消費者からの相談に対して、迅速・適切な助言及びあっせんを行います。

また、消費生活相談員の資質向上のための研修会を開催し、外部団体が主催する専門研修に参加させることで、相談体制の強化を図ります。

⑥ 消費者教育の推進

消費者被害の未然防止を図るため、地域の老人会や自治会等の要望に応じて、消費者問題の専門家を講師として派遣しています。

また、民生委員、ホームヘルパー、ケアマネージャーなど的高齢者を見守る方を対象とした団体及び事業者等へ講師の派遣を行います。

⑦消費生活に関する法律相談の支援

相談者が法的な見解を必要とする場合には、弁護士による無料法律相談を月 4 回実施しています。

(参考)主な関係法令

- ・高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）
- ・成年後見制度の利用促進に関する法律（2016 年（平成 28 年）法律第 29 号）
- ・消費者契約法（2000 年（平成 12 年）法律第 61 号）
- ・消費者安全法（2009 年（平成 21 年）法律第 50 号）

【用語説明】

※1 ICT 関連の取引形態の高度化・複雑化

ネット通販の普及や暗号資産（インターネット上で決済や送金的手段として利用できる特別の財産的価値のこと）、フィンテック（金融と IT（情報技術）を融合した新サービスや、その新サービスを提供する事業者のこと。Finance（金融）と echnology（技術）を組み合わせた造語）など取引形態が高度化・複雑化していることを指す。

※2 地域包括ケアシステム

高齢者の尊厳と保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域の包括的な支援・サービス提供体制

※3 消費者安全確保地域協議会

高齢者や障害者等の消費生活上特に配慮を要する消費者を見守るため、地方公共団体及び地域の関係者が連携して見守り活動を行うネットワークのこと。（協議会の設置規定：消費者安全法 第 11 条の 3）

5. 障害者

1) 現状と課題

- ・ 本県の身体障害者数は 39,929 人、知的障害者数は 9,894 人、精神障害者数は 17,885 人となっています。(2022 年(令和 4 年)度末現在)
- ・ 2021 年(令和 3 年)に「障害者差別解消法」が改正され、民間事業者にも合理的配慮を提供することが義務付けられました。障害者が日常生活や社会生活で受ける制限は、心身の機能障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生じるものという、障害の「社会モデル」の理念を理解し、より一層、障害のあるなしにかかわらず、お互いにその人らしさを認め合い、交流し、支え合う、誰もが暮らしやすい社会が求められています。
- ・ ストレス社会においては、うつ病など心の病を抱えている方は増加しており、精神通院医療の受給件数は 2022 年(令和 4 年)度末で約 14,000 件と年々増加傾向にあります。自殺者は減少傾向から近年は横ばい傾向となっており、2022 年(令和 4 年)度、全国で約 2 万 2,000 人、佐賀県では約 140 人の方が自ら命を絶たれています。
- ・ また、精神障害者の地域移行が国の政策としても進められており、これまでの入院医療中心から地域生活中心への基本的な方策が示されていますが、精神障害者や精神疾患、様々な依存症に対しての偏見や誤解を持っている人も少なくなく、その解消が必要です。
- ・ ひきこもりの当事者や家族にとっては、相談することへの心理的抵抗が強いことから、相談機関へつながりにくいケースも多くみられます。また、ひきこもりに至る要因の多様化やその期間が長期化することによる高年齢化が指摘されており、自立に向けた支援強化と家族への支援が必要です。そのようなことから、佐賀県では、精神保健福祉センター、各保健福祉事務所による支援に加え、平成 29 年からは佐賀県ひきこもり地域支援センターによる支援を行っています。
- ・ 障害者の雇用については増えているものの、多くの障害者が職を求めており、福祉施設から一般企業などへの就労移行等を更に進める必要があります。また、必要な収入を得ながら、住み慣れた地域での自立した生活を送るためには、障害者の特性に応じた働く場が確保されるとともに、更なる工賃の向上が必要です。
- ・ 障害者のスポーツ参加については、移動手段の確保や情報収集することが困難などの理由で日常的にスポーツを楽しむ機会やきっかけが少ないことや、指導者・支援者不足、スキル不足により、障害があることで、地元クラブの受け入れが難しいといった課題があります。
- ・ また、文化芸術活動においても支援するための指導者が不足しています。

2) 施策の方向

- ・ 障害のあるなしにかかわらず、誰もが暮らしやすい社会づくりのため、障害（者）に関する理解啓発、障害のある方との交流を推進します。
- ・ また、精神保健福祉大会の実施により、精神疾患や精神障害者についての正しい知識の普及啓発を推進し、精神障害者の地域移行を促進します。併せて、地域移行・地域定着のための研修会を開催することで、精神障害者の地域移行対策の普及啓発や顔の見える関係づくり、協議の場の設置等を推進します。
- ・ 障害者の社会参加を促進するため、手話通訳や要約筆記、盲ろう者向け通訳・介助員や失語症者向け意思疎通支援といった障害特性に応じた意思疎通手段を普及していきます。
- ・ 自殺対策については、自殺対策協議会により様々な分野からの要因分析や対策について検討を行い、相談窓口等の充実、うつ病や悩みを抱えている方への気付きや対応等を行うゲートキーパーの養成講座など、各分野における自殺対策を充実します。
- ・ 依存症については、正しい知識・理解について啓発を図るとともに、依存症の本人及びその家族が気軽に相談できるよう、精神保健福祉センターを拠点とした相談体制の充実に努めます。
- ・ ひきこもりの状態にある人やその家族が気軽に相談できるよう、ひきこもり地域支援センターの周知や市町等の相談窓口の充実とともに、自立に向けその状態に応じた支援を行います。
- ・ また、障害者の職業的自立を促進するため、佐賀県に就労支援コーディネーターなどの専門的な支援員を配置し、障害者雇用に対する企業の理解を進めていくとともに、関係機関と連携しながら、障害者と企業とのマッチングを図り、円滑な就労につなげていきます。
- ・ 工賃の低い障害者福祉施設に対する商品開発や販路開拓などに関する専門的指導や経営コンサルティング、障害者福祉施設への発注を促進するための共同受注支援窓口の充実強化を図り、工賃の向上につなげ、障害者の職業的自立を支援します。
- ・ 障害のあるなしに関わらず、誰もがスポーツを楽しむ環境づくりや障害者アートに触れる機会の創出などを推進します。
- ・ 障害者への理解促進及び差別や偏見をなくす社会づくりに取り組みます。

3) 主な取組

【教育・啓発の推進】

①障害（者）に対する県民への理解啓発

障害者月間等を活用しながら、障害者差別解消法、障害の特性、サポート方法等について、事業者等への出前講座や精神保健福祉大会等を通じて理解啓発を推進します。

障害者に対する虐待等の人権侵害を防止するため、虐待防止に係る出前講座等を通じて障害者と接する機会の多い障害福祉サービス事業所をはじめとした関係者に対する研修を充実させます。

学校においては、当事者を講師とした課外授業を実施することにより、児童・生徒への障害（者）に対する理解啓発を推進します。

2022年（令和4年）6月1日現在において、障害者の雇用率が2.76%（全国4位）、法定雇用率達成企業の割合が66.6%（全国2位）など、全国トップレベルの状況にありますが、企業に対しては、法定雇用率未達成企業を中心に、ハローワークや佐賀県障害者職業センター等と連携した障害者雇用の働きかけを通じ、法定雇用率達成に向けた取組を進めます。

警察においては、障害者への理解を深めるための教養研修を実施します。

【当事者に寄り添った支援の推進】

①障害者の社会参加の促進

手話通訳者・要約筆記者の養成・派遣、相談支援及び字幕付き映像や手話を挿入したDVD製作等を行い、聴覚障害者の福祉の増進を図ります。

点字刊行物や録音図書、デジタル図書、その他各種情報を記録するものを製作し、視覚障害者等の読書に困難を抱える方に対しそれらの貸出等を行うことにより、視覚障害者の福祉の増進を図ります。

②ひきこもり支援

ひきこもり地域支援センターにおいて、電話や来所等による相談に応じるとともに、必要に応じて訪問支援を行い、当事者に寄り添った伴走型の支援を行います。

ひきこもり地域支援センターにおいて、ひきこもり支援に関心のある方を対象に、ひきこもりに関する基本的な知識を習得させる研修を実施しひきこもりサポーターを養成し、支援の充実を図ります。

③障害者の就労支援

佐賀県賃金向上支援計画に基づき、経営コンサルタント派遣事業や農福連携推進事業などに取り組み、各事業所における工賃向上の取組が効果的に実施されるよう障害者就労施設への支援を推進します。

障害者の就業及び就業に伴う日常生活、社会生活上の支援を行うため、障害者就業・生活支援センターを県内4カ所に設置し、相談支援体制の充実に努めます。

④相談体制の充実

障害者やそのご家族の困りごとや悩みごとを少しでも解決し、安心して地域で生活ができるようにサポートする総合相談窓口（県内 17 か所設置）をはじめとした相談支援体制の充実に努めます。

障害者に対する虐待等の人権侵害からの救済を図るため、県障害者権利擁護センターにおいて、虐待防止に係る出前講座や障害者虐待防止・権利擁護研修会を実施するなど、障害者と接する機会の多い障害福祉サービス事業所をはじめとした関係者に対する研修、啓発を充実します。

障害者の権利擁護に係る相談等に対応するため、各市町に設置された障害者虐待防止センターや障害者の心配ごと・悩みごとを当事者相談員が同じ障害者の立場から相談をお受けする障害者 110 番事業などの相談体制の充実に努めます。

⑤誰もがスポーツを楽しむ環境づくり

障害者が広くスポーツを楽しむ機会やきっかけを増やすために、県内各地でパラスポーツ教室や、指導者が希望場所に出向いて行う出張スポーツ教室を開催するなど、日常的にスポーツを楽しめるような環境づくりを進めます。

全国障害者スポーツ大会の本県開催をきっかけに、大会競技の普及や発掘した選手のスポーツ活動継続の場を整備していきます。

障害のあるなしに関わらず、地元クラブでの受け入れができ、幼少期からのスポーツ習慣が根付くよう、サポーター研修会等を充実させ、指導者養成を行います。

特別支援学校におけるスポーツ活動の環境を整備し、在学中からスポーツに親しみ、卒業後も継続できる環境を整備していきます。

⑥まなびの環境づくりや文化芸術活動の支援

障害者や家族等向けの生涯学習情報をはじめ、障害のある子どもたちに体験活動の機会を提供していきます。また、視覚障害者等の読書環境の整備を推進していきます。

初めてアート活動に取り組まれる方には、支援センターが適切な施設を紹介したり、個別に活動支援を行います。また、障害者や支援者を対象に、弁護士による創作活動に係る権利擁護に関するセミナーを実施します。また、佐賀県障害者文化芸術作品展や関係するアート展など障害者アートに触れる機会を創出します。

(参考)主な関係法令

- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（2013 年（平成 25 年）法律第 65 号）
- ・障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（2011 年（平成 23 年）法律第 79 号）
- ・障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（2022 年（令和 4 年）法律第 50 号）
- ・障害者の雇用の促進等に関する法律（1960 年（昭和 35 年）法律第 123 号）
- ・視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（2019 年（令和元年）法律第 49 号）
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（1950 年（昭和 25 年）法律第 123 号）

6. 外国人

1) 現状と課題

- ・ 2016年（平成28年）6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」いわゆる「ヘイトスピーチ解消法」が制定され、在留外国人に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であると示されました。
- ・ 本県の在留外国人数は2023年（令和5年）1月1日現在で7,785人と過去最多となりました。これに伴い、県内の外国人を雇用する事業所及び外国人労働者の数は1,038か所、6,054人（2022年（令和4年）10月末）とそれぞれ過去最多となっており、技能実習や特定技能を中心に外国人材が県内の産業を支えている実態があります。
- ・ こうした中、「外国人技能実習生の実習実施者に対する令和3年の監督指導等の状況」（佐賀労働局）によると、労働基準関係法令違反が認められた実習実施者は、監督指導を実施した85事業場（実習実施者）のうち60事業場（70.6%）となっており、適正な労働条件と安全衛生の確保等、外国人材が安全かつ安心して働くことのできる環境を整備していくことが求められています。
- ・ また、外国人のこどもには、日本の義務教育への就学義務はありませんが、公立の義務教育諸学校へ就学を希望する場合には、国際人権規約等を踏まえ、日本人児童生徒と同様に無償で受け入れ、教育を受ける機会を保障しています。なお、外国につながる児童生徒のうち、日本語指導が必要な児童生徒数は、2023年（令和5年）5月1日現在で、小学校及び義務教育学校前期課程90人（39校）、中学校及び義務教育学校後期課程23人（18校）と増加傾向にあり、これらの児童生徒に対する支援体制の充実が求められています。

2) 施策の方向

- ・ 外国人住民と日本人住民が、同じ県民として文化的・宗教的な背景や多様な価値観の違いを尊重しながら、地域の一員として共に活躍できる多文化共生の社会を創っていくことで、佐賀県が外国人からも選ばれる地域となることを目指していきます。
- ・ 外国人に対する偏見や差別をなくすためには、多文化共生の理念を理解し、そのマインドを醸成させていくことが重要です。
- ・ 外国人住民は単なる労働者やお客さまではなく、同じ県民として共生していく仲間であり、地域に多様性やイノベーションを生み出すきっかけをもたらす存在でもあります。地域や産業を持続可能なものとしていくため、あらゆる場面において外国人住民と互いに尊重し、安心して生活し、共に活躍できるような環境づくりに取り組んでいきます。
- ・ あわせて、増加傾向にある日本語指導が必要な児童生徒への支援体制を充実させていきます。

3) 主な取組

【教育・啓発の推進】

① 多文化共生マインドの醸成

外国人に対する偏見、差別や排他的な言動をなくすため、「ヘイトスピーチ解消法」の趣旨を県民に周知するとともに、県民に対する多文化共生の理念啓発や異文化理解、外国人と日本人が相互に交流する機会の創出等を通じ、多文化共生マインドの醸成を図ります。

② 誰もが働きやすい環境の整備

国籍・文化・宗教にかかわらず、全ての労働者の人権が守られ、安全で安心して働くことができるよう、従業員を含めた事業者に対して、多文化共生の理念や外国人材の受入れに必要な知識、社内環境の改善に関するセミナーや研修を実施します。

③ 多文化共生を推進する人材の育成

地域において中心となって多文化共生を推進していく人材を育成するため、県・市町職員向けの研修や地域の多文化共生の拠点としての役割を持つ地域日本語教室のコーディネーターの育成、多文化共生を推進している団体等との連携を行っていきます。

④ 学校における多様性の尊重、指導・支援の充実

多様な言語文化的背景を持つ児童生徒やその保護者の状況について理解し、学校における多様性の尊重や指導・支援の充実を図るため、教職員を対象とする研修を実施します。

【当事者に寄り添った支援の推進】

① 外国人に関する相談体制の充実

外国人の困りごとや悩みごとに適切に対応するため、外国人に関する総合相談窓口である「さが多文化共生センター」において、弁護士や行政書士等の専門家や関係機関と連携して、相談体制の充実を図ります。

② 外国人への情報発信

外国人が言語の壁を感じることなく、災害や生活に関する情報にアクセスできるよう、やさしい日本語や多言語化した情報の発信を行っていきます。

③ 学校における外国につながる児童生徒受入体制の構築

外国につながる児童生徒が、学校生活を円滑に営めるよう学校の受入体制の構築を図り、多文化共生の学校・学級づくりを進めます。

④日本語指導の実施

日本の学校や社会生活への適応に日本語能力を有することが望ましいことから、日本語能力測定方法（DLA）を活用し、外国につながる児童生徒の日本語能力を適切に把握するとともに、測定結果をもとに、学校において個々の状況に応じた日本語指導や教科学習支援を実施します。

(参考) 主な関係法令

- ・本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（2016年（平成28年）法律第68号）
- ・日本語教育の推進に関する法律（2019年（令和元年）法律第48号）
- ・経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約）（1979年（昭和54年）条約第6号）
- ・児童の権利に関する条約（1994年（平成6年）条約第2号）

7. 感染症患者等

○ハンセン病患者等

1) 現状と課題

- ・ ハンセン病は、「らい菌」という細菌による感染症です。感染しただけでは発病する可能性は極めて低く、仮に発病した場合であっても、現在では治療方法が確立しています。
- ・ 明治以降、病気に関する誤った認識から国による強制隔離政策が続けられ、平成8年(1996年)に「らい予防法の廃止に関する法律」が施行されて、ようやく終結しました。
- ・ しかし、療養所入所者の多くは、これまでの長期間にわたる隔離などにより、家族や親族などとの関係を絶たれ、また、ハンセン病の後遺症である身体の障害等により、依然として患者であるとの誤解が払拭されていません。根強い偏見や差別に加えて、入所者自身の高齢化等により、現在も多くの人が療養所に残らざるを得ないなど、社会復帰が困難となっています。
- ・ また、ハンセン病に対する正しい知識や情報が十分には普及していないことにより、平成15年(2003年)には宿泊拒否事件が発生するなど、日常生活における差別や嫌がらせなどの偏見や差別が根強く残っています。

2) 施策の方向

- ・ ハンセン病についての正しい知識の普及を図り、偏見や差別意識の解消に努めることが重要です。
- ・ かつて佐賀県でも、ハンセン病への誤った認識から、ハンセン病患者の方々を差別していた過去があります。患者・元患者及びその家族の方々が非常に厳しい運命を強いられ、つらく悲しい思いをされてきたことを重く受け止め、二度と同じ過ちを繰り返さないという想いを未来に繋いでいく必要があります。
- ・ このようなことから、「国立療養所菊池恵楓園」に復元・設置した「希望の鐘」を活用し、地域や学校におけるハンセン病問題の理解・啓発、人権教育を推進します。
- ・ また、ハンセン病療養所入所者との交流を通じ、県民のハンセン病に対する偏見・差別意識の解消を図ります。

3) 主な取組

【教育・啓発の推進】

①ハンセン病についての啓発の推進

ハンセン病に対する正しい知識の普及啓発のために、6月の「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」や8月の「同和問題啓発強調月間」に開催される人権啓発イベント等に合わせて、ハンセン病パネル展を実施します。

【当事者に寄り添った支援の推進】

①里帰り事業の推進

本県出身入所者に県勢の変貌等を理解してもらい、円滑な社会復帰を図るため、本県へ里帰りし県内の観光地等を巡っていただく事業を実施します。

②故郷交流事業の推進

県民のハンセン病への理解を深めると同時に、本県出身入所者の福利厚生に資するため、県民から参加者を募り、国立療養所菊池恵楓園を訪問し、入所者との交流会を実施します。

(参考)主な関係法令

- ・ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（2008年（平成20年）法律第82号）
- ・ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（2001年（平成13年）法律第63号）
- ・ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（2019年（令和元年）法律第55号）
- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（1998年（平成10年）法律第114号）

○H I V感染者等

1) 現状と課題

- ・H I V感染症は、進行性の免疫機能障害を特徴とする疾患であり、H I V（ヒト免疫不全ウイルス）によって引き起こされる後天性免疫不全症候群のことをエイズ（A I D S）と呼んでいます。
- ・H I Vは、日常的な接触では非常に感染しにくいウイルスであり、H I Vに感染しても、治療を早期に始め、継続することにより、エイズの発症を防いで、健康的な社会生活を送ることができるようになっていきます。
- ・一方、2021年（令和3年）に実施した「人権に関する県民意識調査」のうち、H I V感染者等の人権について問題が起きていると思われることへの回答として、「差別的な言動をされること」（35.7%）、「就職・職場で不利な扱いを受けること」（33.7%）、「治療や入院を断られること」（25.9%）とあり、いまだ患者や感染者等への差別意識があることが推測されます。
- ・エイズは現状「性行為による感染」が感染経路の大部分を占めており、その感染経路や予防法、適切な治療法などを正しく知ることが重要です。

2) 施策の方向

- ・H I V感染者等についての正しい知識の普及を図り、偏見や差別意識の解消に努めるとともに、H I V感染の予防を行う必要があります。

- ・ そこで、エイズ患者やH I V感染者に対する差別の解消のため、広く県民を対象とした普及啓発を実施します。
- ・ また、プライバシーに配慮した検査・相談体制の充実を図るため、医療関係者等を対象にカウンセリングに関する研修を実施するとともに、保健福祉事務所に県民からの検査・相談窓口を設置します。

3) 主な取組

【教育・啓発の推進】

① H I V・エイズについての教育の推進

学校でのエイズに関する教育・啓発のため、教職員へのエイズ教育研修を実施し、指導者の資質向上を図るとともに、学校・家庭・地域の連携によるエイズを含む性教育を推進します。学校でのH I V・エイズに関する教育・啓発のため、県内の全高校1年生を対象にエイズ予防教育を実施します。また、一般企業や専門学校、特別支援学校等を対象に希望に応じて講演会を開催します。

② H I V・エイズについての啓発の推進

「世界エイズデー」や「H I V検査普及週間」に合わせて休日・夜間検査を実施し、H I V・エイズに関する正しい知識の普及啓発のためのキャンペーンを実施します。

【当事者に寄り添った支援の推進】

① H I V・エイズについての相談体制の充実

医療関係者等を対象にカウンセリングに関する研修を実施し、H I V感染者等の人権に配慮した対応等についての普及啓発を図ります。

また、県民からのH I V・エイズに関する検査・相談窓口を各保健福祉事務所に設置し、感染に不安のある方やエイズ患者、H I V感染者のプライバシーに配慮した相談体制の充実を図ります。

(参考)主な関係法令

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律〈1998年(平成10年)法律第114号〉

○難病患者等

1) 現状と課題

- ・ 難病については、その多くが原因不明で治療法も確立されておらず、生涯にわたって治療・療養を必要とし、経済的に大きな負担となるばかりでなく、病気によっては介護等に著しく労力を要することもあり、家族にとっても身体的・精神的な負担が大きくな

っています。

- ・ 難病患者の方は、事業所の難病に対する理解がないことから就労できない場合がある一方、医療の進歩に伴い、症状が安定し治療を続けながら就労されている方も多くいます。しかし、周囲の理解・配慮が不十分なため、通院・休憩等の時間が十分に取れないことなどにより、仕事を辞める人もいます。
- ・ 難病に対する無理解や偏見により、心ない言葉をかけられるなど、就学、就労、結婚など社会生活のあらゆる場面で差別を受け、中には、病気を周囲に隠して生きている人も少なくありません。

2) 施策の方向

- ・ 難病についての正しい知識の普及を図り、偏見や差別意識の解消に努めることが重要です。
- ・ そこで、難病について正しい知識の普及を図ることを目的とした啓発活動等を推進します。また、就労意欲があっても様々な要因により就労に至っていない難病患者に対し、関係機関と連携して就労支援を行っていきます。
- ・ さらに、難病患者と家族が孤立しないよう相談体制を充実させ、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう療養生活の質の向上や支援を図ります。

3) 主な取組

【教育・啓発の推進】

①難病についての啓発の推進

難病に関する正しい知識の普及のため、パンフレットの配布、ホームページによる情報提供を行い、一般県民及び難病患者・家族等に対して、研修会や講演会を実施します。

【当事者に寄り添った支援の推進】

①就労支援の充実

企業に対し、難病に対する理解を深めるとともに、難病相談支援センターに就労支援員を配置し、ハローワーク等との連携により支援を行います。

②難病患者や家族に対する相談体制の充実

保健福祉事務所や難病相談支援センターにおいて、難病患者・家族等に対する相談支援を行い、難病の制度等に関する情報提供や患者・家族同士の交流機会の提供を支援します。

また、難病診療連携拠点病院に配置した難病診療連携コーディネーターによるレスパイト入院先の確保を図ります。

(参考)主な関係法令

- ・ 難病の患者に対する医療等に関する法律（2014年（平成26年）法律第50号）

○肝炎患者等

1) 現状と課題

- ・ 肝炎ウイルスは、特定の血液凝固因子製剤や集団予防接種により、感染が拡大した経緯がありますが、そのことが十分に周知・浸透したとはいえない状況にあります。また、「肝炎ウイルスは容易に感染する」等の誤解があり、キャリアの方々が、就園・就学・就職などの機会において不利益を受けることがあります。

2) 施策の方向

- ・ 肝炎ウイルスや肝疾患対策についての正しい知識の普及を図り、偏見や差別意識の解消に努めることが重要です。
- ・ このため、肝炎ウイルスや肝疾患対策に関する正しい知識の普及・啓発を図るとともに、患者等の不安や悩み、質問に対応する相談支援体制の充実を図ります。

3) 主な取組

【教育・啓発の推進】

①C型肝炎等の予防普及啓発事業

本県の肝臓病の実情を紹介し、肝臓病・肝がんの原因、病態、治療等を分かりやすく解説するとともに、肝がんは予防できる疾患であることを県民に周知し、正しく理解してもらう活動を行います。

- ・ 世界肝炎デーに合わせた新聞・TV・CMによる普及啓発
- ・ イベントでのチラシ等配布

【当事者に寄り添った支援の推進】

①肝疾患相談支援センターの設置

肝疾患診療拠点病院に設置した肝疾患相談支援センターに相談員等を配置し、患者やその家族等からの相談等への対応、肝炎に関する情報の収集、生活指導や情報提供等を行います。

- ・ 肝疾患相談支援センターの運営への支援

(参考)主な関係法令

- ・ 肝炎対策基本法（2010年（平成21年）法律第97号）

8. 犯罪被害者等

1) 現状と課題

- ・ 犯罪被害者等は、日常生活を送る中に思いがけず犯罪被害に遭い、生命、身体、財産上の直接的な被害だけでなく、事件による精神的ショック、失職等による経済的困窮、捜査や裁判等での精神的・時間的負担、プライバシーを侵害しかねないメディア報道やインターネット上の誹謗中傷などによる二次被害のおそれもあります。また、被害直後の辛い精神状態の中、通常の日常生活のほかに、事件・事故に起因する各種刑事・行政手続きに対応しなければなりません。さらには、地域社会からの好奇の目や誤解から生まれる中傷などに心を痛み、社会から孤立することも多く、こうした被害も極めて深刻です。
- ・ 性犯罪や恋愛感情等のもつれによる暴力的なケースについては、出所等した加害者が被害者やその家族のもとを訪れ、再び暴力的な行為に及ぶケースが散見されており、再被害防止対策の推進が課題となっています。
- ・ また、DV、性犯罪、性暴力、ストーカー行為、そしてハラスメント等の暴力は重大な人権侵害であり、男女間の暴力を根絶するための社会的な認識が十分でないため、人権尊重意識や男女共同参画の意識を啓発することが重要です。

※ 令和4年中の殺人、強盗、強制性交等（現：不同意性交等）などの凶悪犯罪の認知件数は、12件（前年比－9件）、暴行・傷害等の粗暴犯罪の認知件数は、272件（前年比－14件）、強制わいせつ（現：不同意わいせつ）等の風俗犯罪の認知件数は、50件（前年比＋4件）となっています。また、交通事故のうち、人身事故の発生件数は、3,238件（前年比－268件）、死亡事故の発生件数及び死者は、共に23件（前年比±0件）となっています。主な刑法犯の認知件数及び交通事故の発生件数は、ともに減少傾向にあるものの、事件や事故により、いまだに多くの被害者や御遺族（以下「犯罪被害者等」という。）が生まれています。

2) 施策の方向

- ・ こうした犯罪被害者等が抱える様々な問題を解決するためには、犯罪被害者等が置かれた現状を正しく理解し、犯罪被害者等に対して「二次的被害」を与えることなく、必要な支援が提供されることが重要です。
- ・ 犯罪被害者等についての正しい理解と認識を深めることを目的とした広報啓発活動等を推進すると共に、必要な支援を行う体制を充実させるため、人材の育成を図ります。加えて、民間支援団体に犯罪被害者等支援コーディネーターを配置し、市町など、関係機関相互の連携を強化します。
- ・ また、犯罪被害者等に対して必要な支援が提供され、再び平穏な生活を送ることができるよう相談・支援体制の充実に一層努めます。
- ・ 再被害防止への配慮が必要とされるケースについては、被害者等の視点に立ちながら、犯罪被害者の特性に応じた施策を推進します。

3) 主な取組

【教育・啓発の推進】

①犯罪被害者等支援についての啓発の推進

「犯罪被害者週間（毎年 11 月 25 日～12 月 1 日）の時期にあわせて「犯罪被害者支援フォーラム」の開催や広報啓発活動を行うなど、広く県民に対する理解促進を図ります。

企業を対象とした出前講座を開催し、犯罪被害者等が雇用面で不利益な取扱いがないよう、事業者に対する理解促進を図ります。

②犯罪被害者等についての教育の推進

中学生、高校生を対象とした犯罪被害者等の講演を実施し、犯罪被害者等が受けた様々な“痛み”、家族のきずな、命の大切さ、被害者も加害者も出さない社会を希求する犯罪被害者等の思いに対する理解促進に努めます。また、犯罪被害者等への配慮や協力の意識を育み、犯罪を犯してはならないという規範意識の向上を図ります。

大学生等を対象とした出前講座を開催し、若い世代に対し犯罪被害者等の現状や支援の必要性についての理解促進を図ります。

③男女間のあらゆる暴力のない、安全で安心して暮らすことのできる社会の実現（再掲）

DV 防止・被害者等支援のため、啓発・教育により暴力を許さない社会の実現に取り組みます。

④犯罪被害者等支援に従事する支援者等の人材育成

民間支援団体と連携し、犯罪被害者等支援に関心のある一般の方を対象とした講座を開催し、犯罪被害者等支援ボランティア及び直接支援員の確保につなげ、支援に必要な人材を育成します。

市町の担当職員を対象とした研修会を開催し、犯罪被害者等支援についての理解促進と窓口対応による二次的被害防止を図ります。

【当事者に寄り添った支援の推進】

①警察職員に対する研修

採用時、昇任時等の機会を利用した犯罪被害者等支援に関する教養研修を実施し、知識・技能の向上を図ります。

各警察署の被害者支援担当者に対する巡回教養の実施や事例を記した体験記等の教養資料を配布するなど、更なる被害支援意識の醸成、知識・技能の向上を図ります。

②相談窓口対応の充実

犯罪被害者等からの相談等に対して、そのニーズに応じた各種支援制度の説明や助言を行うとともに、民間の犯罪被害者等支援団体、弁護士会などの関係機関・団体と連携した相談・支援体制の一層の充実に努めます。

③犯罪被害者等支援コーディネーターの配置

民間の犯罪被害者等支援団体に犯罪被害者等支援コーディネーターを配置し、適時、市町への助言指導、情報交換等を行い関係機関相互の連携を強化します。

④法律相談の支援

佐賀県弁護士会との協定により、犯罪被害者等に対し、一定の要件のもと、弁護士への法律相談費用を2回まで補助します。

⑤再被害防止措置の確保

加害者から再び危害を加えられる事態を防止するため、組織的かつ継続的な再被害防止措置を推進します。

(参考)主な関係法令

- ・ 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律〈1980年（昭和55年）法律第36号〉
- ・ 犯罪被害者等基本法〈2004年（平成16年）法律第161号〉
- ・ 佐賀県犯罪被害者等支援条例〈2017年（平成29年）条例第11号〉
- ・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律〈2001年（平成13年）法律第31号〉
- ・ 性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律〈2022年（令和4年）法律第78号〉

9. 性的指向・ジェンダーアイデンティティ（性自認）

1) 現状と課題

- 性的指向及びジェンダーアイデンティティ（性自認）の多様性についての認識は広がりつつありますが、依然として社会の理解は進んでおらず、当事者は未だに周囲の無理解、偏見や差別により、精神的な苦痛を受け、社会生活においても様々な課題に直面し、困難を抱えてしまわざるを得ない現状があります。

《当事者の声》

- からだの性別に応じた服装を強要される、かといってカミングアウトできない
- 戸籍上の性別と異なる性別で生活しているから、病院の受付で氏名を呼ばれた時の周囲の反応などに困るなど

《LGBT・性的少数者のカミングアウト率》

- LGBT 総合研究所「LGBT 意識行動調査 2019」の結果では、78.8%の方が「誰にもカミングアウト（公表）していない」と回答。カミングアウトしにくい社会があります。

- また、文部科学省から、平成 27（2015）年に「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」が、平成 28（2016）年に「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」が通知され、学校における性的マイノリティ（性的少数者）の児童生徒への配慮や相談体制の充実が求められています。
- 令和 5 年（2023）年の 6 月には、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行されました。国、地方公共団体の役割及び事業主、学校の努力義務が規定され、政府において、性的指向及びジェンダーアイデンティティ（性自認）の多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画を策定することとなっています。
- こうした課題や困難を解消していくためには、県民一人一人が性的指向及びジェンダーアイデンティティ（性自認）の多様性を理解し、お互いに認め合えるようにしていくことが重要です。
- 本県では、一人一人が前を向いて、皆で支え合っていく社会、そんな自然な姿を実現すべく、佐賀らしいやさしさのカタチ「さがすたいる」に取り組んでいます。その取組のひとつとして、「佐賀県パートナーシップ宣誓制度」を実施しています。また、支援団体と連携し、企業や学校等において、理解促進のための研修会や出前講座等を実施しています。

2) 施策の方向

- ・ 性的指向及びジェンダーアイデンティティ（性自認）の多様性に関する理解が必ずしも十分でないことから、引き続き、様々な性的指向やジェンダーアイデンティティ（性自認）の方たちの生活上の障壁をなくし、自分らしく生きていけるよう、パートナーシップ宣誓制度の充実や理解増進を図るための啓発を推進します。
- ・ 学校においては、文部科学省の通知に基づき、全ての児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、児童生徒等に対するきめ細やかな対応や適切な教育相談などの環境づくりを推進します。

3) 主な取組

【教育・啓発の推進】

① 性的指向及びジェンダーアイデンティティ（性自認）の多様性についての教育及び啓発

理解増進を図るため、県民や企業・団体向けの講演会や県政出前講座を実施します。

性的指向及びジェンダーアイデンティティ（性自認）の多様性についての基礎知識や当事者が置かれている現状、職場や学校でできることなどを掲載した啓発ガイドブックを企業、学校等に配布し、正しい理解を深めるための啓発を実施します。また、企業、学校等での研修支援のための研修用DVDの貸し出しや講師派遣事業を実施します。

学校においては、管理職をはじめとするすべての教職員に対しての研修の機会を確保するとともに、学習教材を活用し、教職員の共通理解を図ります。

また、当該児童生徒だけでなく、すべての児童生徒が安心して生活できる学校環境を整備します。

行政においては、県政に携わる県職員がパートナーシップ宣誓制度や性的指向及びジェンダーアイデンティティ（性自認）の多様性について正しく理解し、適切な対応ができるように、相談・申請窓口や電話等での対応、性別記載欄の取扱い、職場での適切な言動などについて正しい知識を身に付けるための職員研修の実施や e ラーニング研修受講を呼び掛けます。

② 性的指向及びジェンダーアイデンティティ（性自認）の多様性に関する国民の理解の増進に関する法律施行を受けての県の取組

県では、政府において策定される基本的な計画等や動向を踏まえつつ、引き続き、県民の理解増進が図られるよう、政府の施策と連携した啓発事業を推進していきます。

【当事者に寄り添った支援の推進】

①性的指向及びジェンダーアイデンティティ（性自認）の多様性を尊重する社会づくり

性的指向及びジェンダーアイデンティティ（性自認）の多様性を尊重する社会づくりに向け、佐賀県パートナーシップ宣誓制度の適切な運用をするとともに更なる制度の充実を図ります。

②LGBTs に関する相談

LGBTs に関する悩みについて、県立男女共同参画センターに設置した「LGBTs 相談窓口」にて相談員が電話相談に応じ相談者の支援を図ります。

また、人権啓発センターさがや県精神保健福祉センター等にて、生きづらさを感じ、精神的な悩みを抱えている当事者やその家族に寄り添った相談対応を行います。

(参考)主な関係法令

- ・性同一性障害者の性別の特例に関する法律（2003年（平成15年）法律第111号）
- ・性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（2023年（令和5年）法律第68号）

(用語解説)

◎性的指向

恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向

◎ジェンダーアイデンティティ(性自認)

自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識

※本基本方針では総称として「LGBTs」と表記します。「s」は、「LGBT」という概念に当てはまらない人たちがいることを表しています。

「性的指向」と「性自認」の頭文字をとった「SOGI」（ソジ・ソギ）という言葉も、すべての人の性の多様性を示す表現として用いられています。

10. その他

○北朝鮮当局による拉致問題等

- ・ 1970年代から80年代にかけて、多くの日本人が不自然な形で行方不明となった事件の多くは、北朝鮮当局による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになりました。
- ・ 5名の拉致被害者については、平成16(2004)年に残る家族の帰国が実現したものの、他の被害者について、北朝鮮当局はいまだ問題の解決に向けた具体的行動をとっていません。
- ・ 「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」(毎年12月10日～16日)を中心に、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題の啓発に努め、県、県議会、教育委員会及び民間団体等が連携し、拉致問題等に関する講演会や県民集会等を開催し、県民の理解を深めます。
- ・ 学校教育においては、啓発リーフレットを活用した教材(小学校高学年用、中学校用)を作成・配布し、拉致問題の解決に向けた取組を推進できるよう啓発していきます。

○刑を終えて出所した人

- ・ 刑を終えて出所した人やその家族に対する根強い偏見により、就職や住居の確保が困難になるといった問題が発生しています。
- ・ 罪を犯した高齢者や障害者の中で再犯に至るケースが多くなっていたことから、2009年(平成21年)に佐賀県地域生活定着支援センターを設置し、高齢又は障害により矯正施設(刑務所、少年刑務所等)から出所後、自立した生活を営むことが困難と認められる者に対して、保護司・保護観察所と協働して、退所後直ちに福祉サービス等につなげる事業を実施しています。
- ・ 刑を終えて出所した人が更生するためには、本人の強い意欲とともに、周囲の人々の理解と協力により円滑な社会復帰を実現することが重要です。
- ・ 子供対象・暴力的性犯罪の出所者が再び罪を犯すことを防止するため、出所後に所在確認や面談などの必要な措置(以下「再犯防止措置」という。)を行っていますが、再犯防止措置は、その更生、社会復帰等に対する妨げにならないよう、人権への配慮に万全を期す必要があります。

○ホームレス

- ・ 様々な理由により特定の住居を持たずホームレスとなることを余儀なくされ、公園や河川、路上などで日常生活を営んでいる人たちがいます。ホームレスの多くは衛生状況が悪い中で生活し、十分な食事をとることができないため健康状態に問題を抱えながら厳しい生活を送っています。また、偏見や差別意識などから嫌がらせや暴力を受けるな

どの人権問題が発生しています。

- ・ 佐賀県では、佐賀県生活自立支援センターを窓口として、ホームレスをはじめとする生活に困窮されている方々から相談を受け、自立に向けた支援を行う自立相談支援事業を実施しています。
- ・ 事業に携わる相談員に対しては研修などの機会を通じ、困難を抱える方々が置かれている状況への理解を深め、支援の質の向上を図っていきます。

○人身取引

- ・ 性的搾取や強制労働などを目的として暴力や権力の濫用等により行われる人身取引は、重大な人権侵害であり、人道的観点からも迅速かつ的確に対応すべき問題です。
- ・ 人身取引は、国際間の人身売買、偽装結婚等、国境を超える事案をはじめ、日本国内における悪質なスカウト行為、SNS 等による誘い出しや連れ去り等に起因した児童や困難な問題を抱える女性に対する性的搾取事案、技能実習生等の外国人労働者や不法就労外国人等の弱い立場につけ込んだ労働搾取事案など様々な態様がみられます。
- ・ 県民一人一人が人身取引について正しく理解し、被害者を見過ごさないよう、広報啓発活動等を推進します。また、被害者が希望する性別の職員による対応、被害者が心理的圧迫を受けない場所での聴取など、被害者に配慮した対応を行い、関係機関と連携した被害者の保護・支援を推進します。

○災害に伴う人権問題

- ・ 2011年（平成23年）の東日本大震災や、2016年（平成28年）の熊本地震のような大規模災害が発生した場合は、避難生活が長期に及ぶことがあります。
- ・ 避難所においては、プライバシーを確保することのほか、男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営や、障害や持病のある人、妊産婦、乳幼児とその家族、高齢者、外国人、LGBTs など配慮の必要な人々に対する十分な支援が必要となります。
- ・ 人権擁護の視点に立った避難所運営を図るとともに、被災者や被災地に対する差別などの人権侵害を防ぐため、人権問題への理解を深めることが必要です。
- ・ 「佐賀県地域防災計画」に避難所運営において配慮すべき人権問題について記載し、国や市町、関係機関と連携した取組を進めます。
- ・ 県民がお互いに尊重し、助け合うことの重要性を認識してもらうため、共助についての理解を深める取組を進めます。

○その他の人権課題

- ・ このほかにも、例えばアイヌの人々や中国残留邦人等とその家族の人権に関わる問題など、様々な人権課題があります。
- ・ 近年の世界情勢を見ると、地域紛争の激化等により多くの難民が生じており、それを受け入れる側の住民との間で新たな人権問題を引き起こしています。そうした事態は、朝鮮半島情勢などを踏まえれば、我が国も決して他人事ではありません。
- ・ 私たちが社会生活を営む中においては、少なからず人権に関わる課題が横たわっており、常に高い人権意識をもっておくことが望まれます。
- ・ 私たち一人一人が様々な人権問題を「自分事」として考えられるよう、あらゆる機会を通して人権意識の高揚を図り、差別や偏見をなくしていくための施策の推進に努めます。

參考資料

1. 人権を取り巻く状況

(1) 国内の動向

時期（年）	内 容
昭和 21（1946）	基本的人権の尊重を理念とする「日本国憲法」公布
昭和 31（1956）	国際連合に加入
昭和 40（1965）	「同和対策審議会」答申
昭和 44（1969）	「同和対策事業特別措置法」施行（以降、平成 14（2002）年 3 月まで 33 年にわたる特別対策が実施される）
昭和 54（1979）	「国際人権規約」に批准 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A 規約) 市民的及び政治的権利に関する国際規約(B 規約)
平成 6（1994）	「児童の権利に関する条約」に批准
平成 7（1995）	内閣総理大臣を本部長とする「人権教育のための国連 10 年推進本部」を設置
平成 9（1997）	「人権擁護施策推進法」施行（5 年間の時限立法） 「人権教育のための国連 10 年に関する国内行動計画」を策定
平成 11（1999）	人権擁護施策推進法に基づく人権擁護推進審議会において「人権教育・啓発の総合的推進に関する基本的事項」答申
平成 12（2000）	人権教育・啓発の推進は国と地方公共団体の責務であると規定する「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」制定
平成 13（2001）	人権擁護施策推進法に基づく人権擁護推進審議会において「人権侵害の被害者救済施策の充実に関する基本的事項」答申
平成 14（2002）	「人権教育・啓発に関する基本計画」策定
平成 16（2004）	学校教育における人権教育の指針「人権教育の指導方法等の在り方について」（第 1 次とりまとめ）
平成 18（2006）	同上（第 2 次とりまとめ）
平成 19（2007）	「障害者の権利に関する条約」に署名
平成 20（2008）	人権教育の指導方法等の在り方について（第 3 次とりまとめ）
平成 23（2011）	「人権教育・啓発に関する基本計画」の一部変更（「北朝鮮当局による拉致問題等」を追加） 「障害者基本法」改正
平成 25（2013）	「いじめ防止対策推進法」施行
平成 26（2014）	「子どもの貧困対策の推進に関する法律」施行
平成 27（2015）	「生活困窮者自立支援法」施行

平成 28 (2016)	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」施行
	「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」施行
	「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」施行
令和 4 (2022)	インターネット上での誹謗中傷等の事案を受けて、 <ul style="list-style-type: none"> ・「刑法等の一部を改正する法律」施行（侮辱罪の法定刑引上げ） ・「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律（プロバイダ責任制限法）」施行（発信者情報開示に係る新たな裁判手続の創設）
令和 5 (2023)	「こども基本法」施行 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」施行

（２）本県の取組

県では、これまで部落差別（同和問題）をはじめとして、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人などに関する様々な人権問題の解決を県の行政施策の重要な課題として取り組んできました。

＜これまでの人権条例及び人権教育・啓発基本方針の策定状況＞

時 期	内 容
平成 10 (1998) 年	「佐賀県人権の尊重に関する条例」制定
平成 11 (1999) 年	「佐賀県人権教育・啓発基本方針」策定
平成 18 (2006) 年	同 上（第一次改訂）
平成 30 (2018) 年	同 上（第二次改訂）
令和 5 (2023) 年	「全ての佐賀県民が一人一人の人権を共に認め合い、支え合う社会づくりを進める条例」制定

これまで、市町、学校や地域社会、職場など多くの機関・団体等との連携のもとで人権に関する教育・啓発に取り組んできた結果、人権問題の解決に向けて一定の成果を得ています。

しかしながら、部落差別（同和問題）に係る差別事象の発生をはじめ、様々な人権問題が依然として発生している状況にあります。

※県内の差別事象等の発生状況

◎インターネット上の不当な差別、誹謗中傷等

- ・特定の地区を被差別部落（同和地区）と紹介する動画の投稿
- ・新型コロナウイルス感染症に関連した誹謗中傷の書込み

- ◎小学校、中学校、高等学校、特別支援学校でも依然としていじめ事案が発生
- ◎佐賀県配偶者暴力相談支援センターのDV相談件数は、ここ10年間、毎年度1千件超え
- ◎児童虐待相談対応件数は、令和3年度987件（3年前から2.8倍増）

令和3年度に実施した「人権に関する県民意識調査」の主な結果を見ると、

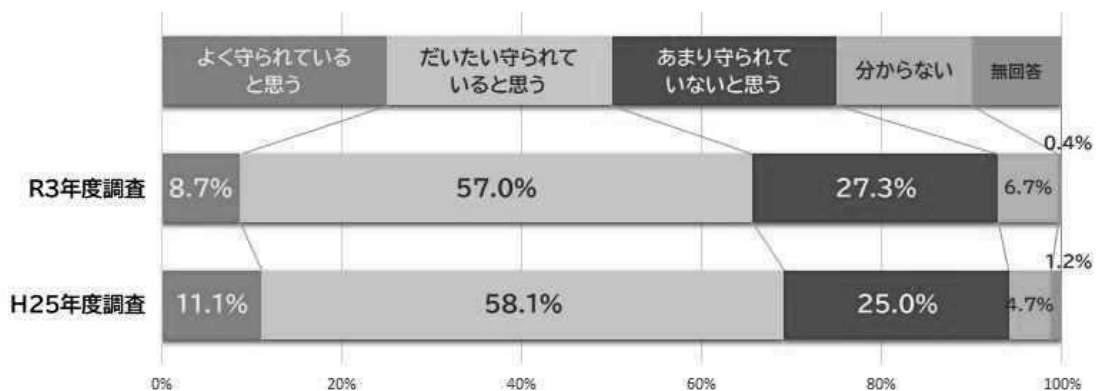
- ・基本的人権が守られていると感じている方は65.7%（前回調査から3.5ポイントの減）
- ・人権・差別問題への関心度は69.5%（前回調査から6.9ポイント増）
- ・様々な人権問題がある中で、「インターネットによる人権侵害」への関心が最も高い（58.4% ※前回調査では43.1%で第3位）

など、最近の人権を取り巻く状況を反映した結果となっています。

【参考】人権に関する県民意識調査結果（令和3年度）

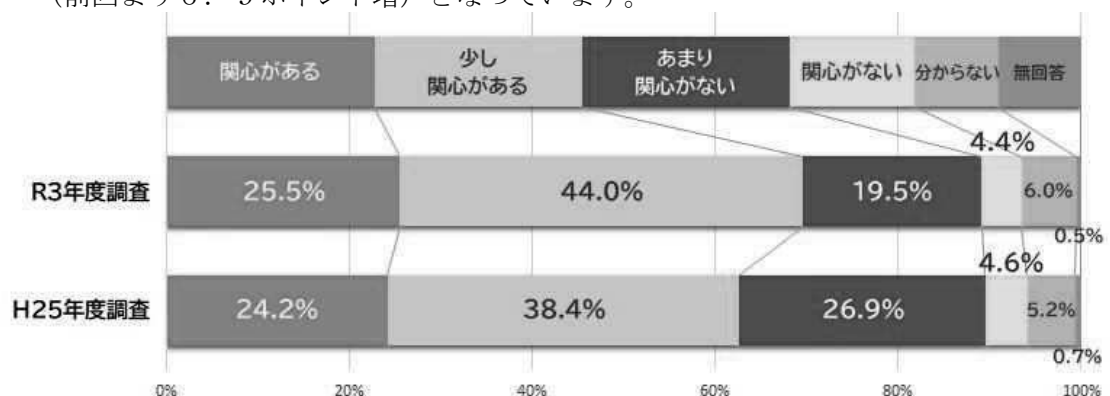
① 基本的人権は守られているか

「よく守られていると思う」と「だいたい守られていると思う」を合わせた“守られている”は65.7%（前回調査より3.5ポイント減）となっています。



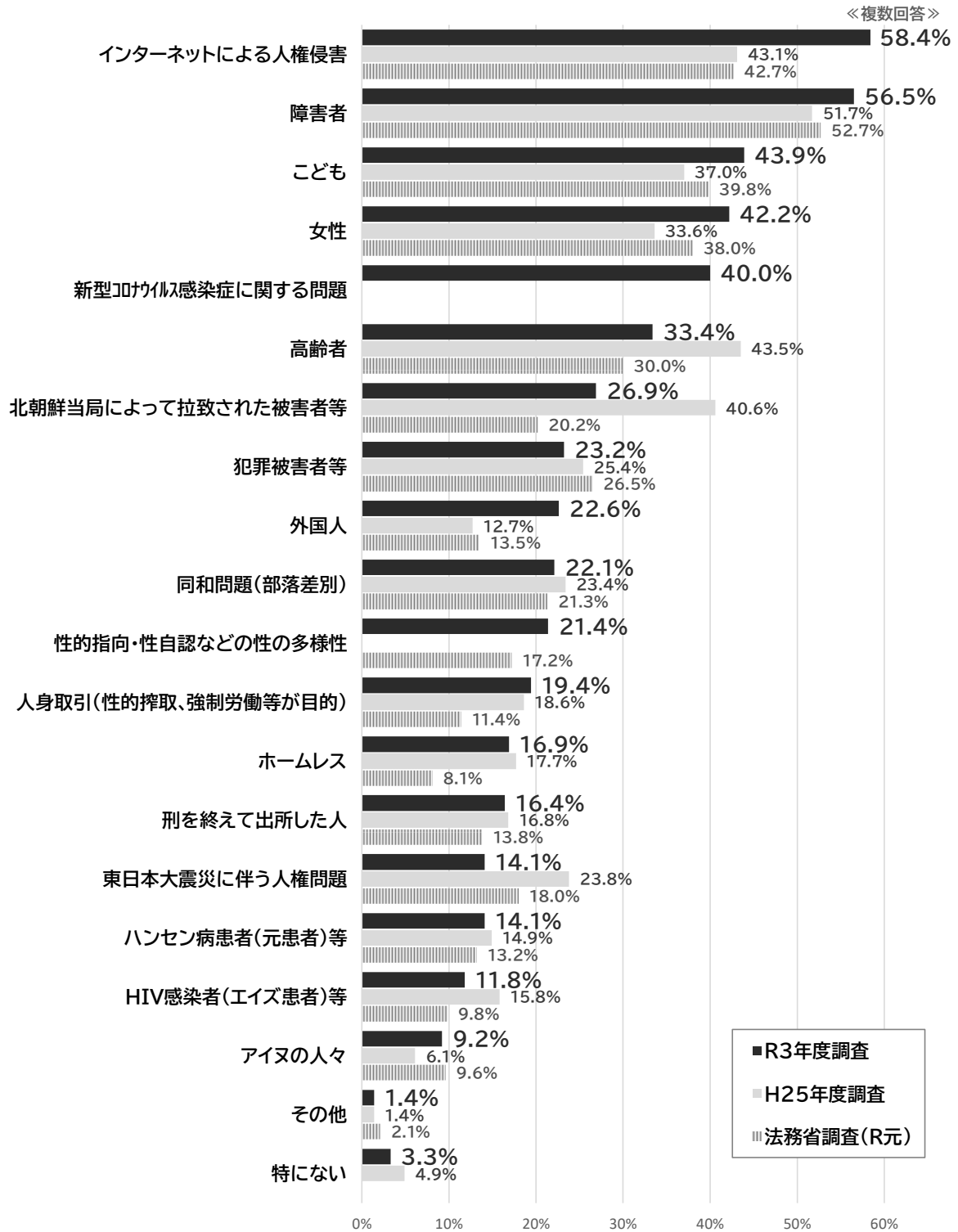
② 人権・差別問題への関心度

「関心がある」と「少し関心がある」を合わせた“関心を示す”は69.5%（前回より6.9ポイント増）となっています。



③ 関心がある人権問題

「インターネットによる人権侵害」に対する関心が最も高くなっています。



2. 佐賀県の人権条例

全ての佐賀県民が一人一人の人権を共に認め合い、支え合う社会づくりを進める条例

佐賀県は慈しみ合う県である。

佐賀の先人であり、日本赤十字社を創設した佐野常民は、「博愛これを仁という。仁とは人を慈しむこと」の言葉を残している。人の痛みに関心になり、苦しみの中にいる人には手を差し伸べ、寄り添い、慈しみ合う精神は、時代を超えて脈々と佐賀県民の心に受け継がれてきた。この精神はこれからも将来にわたって大切に引き継いでいかなければならない。

私たちの社会は様々な年齢、国籍、性別の人、障害のある人ない人も、いろいろな人たちがいろいろな思いで共存している。

佐賀県では、県民みんながお互いを認め合い、支え合う佐賀らしいやさしさのカタチ「さがすたいる」を広める取組を進めている。

佐賀県は慈しみ合う県であるという土台の下で、「さがすたいる」の取組をさらに進め、県民みんなが支え合いながら暮らせる社会を目指していく。

他方で、情報化等の進展に伴って、部落差別（同和問題）をはじめとする不当な差別など人権に関する問題は複雑多様化している。特にインターネットの普及によって、不当な差別やいじめ、プライバシーの侵害、誹謗（ひぼう）中傷等が増加し、それらの問題への対応が大きな課題となっている。

佐賀県においても、インターネットを利用した誹謗中傷や差別を助長する投稿をはじめ、学校や職場でのいじめ、パートナーへの暴力や児童への虐待など、「人権」に関わる問題が依然として発生している。どれも決して他人事ではない。その解決のためには、県民一人一人が問題を自分のこととして考え、自ら行動していくことが大切である。

私たちは、人として生きていくための何人も侵すことのできない権利である「人権」を生まれながらに享有している。全ての県民が一人一人の人権を共に認め合い、支え合う社会づくりを進めるために、たゆまぬ努力を続けていくことを決意し、ここにこの条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、全ての県民が一人一人の人権を共に認め合い、支え合う社会づくり（以下「人権が尊重される社会づくり」という。）を進めるにあたっての県、市町、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項等を定めることにより、部落差別（同和問題）及び女性、子ども、高齢者、障害者等の人権に関する問題の解消を図り、もって人権が尊重される社会づくりの推進に寄与することを目的とする。

(県の責務)

第2条 県は、前条の目的を達成するため、国、市町、関係機関等と連携協力し、行政のあらゆる分野において、教育及び啓発をはじめとした人権が尊重される社会づくりを進めるための施策（以下「人権施策」という。）を実施するものとする。

(市町の責務)

第3条 市町は、第1条の目的を達成するため、県と連携協力し、行政のあらゆる分野において、人権施策の実施に努めるものとする。

(県民の責務)

第4条 県民は、自らが、人権が尊重される社会づくりの担い手であることを認識し、人権意識の高揚に努めるとともに、相互に人権を尊重しなければならない。

2 県民は、人権が尊重される社会づくりを進めるため、県が実施する人権施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、自らが、人権が尊重される社会づくりの担い手であることを認識し、人権意識の高揚に努めるとともに、従業員その他の関係者の人権を尊重しなければならない。

2 事業者は、人権が尊重される社会づくりを進めるため、従業員の人権意識の高揚を図る等、その事業活動において、人権尊重の視点に立って取り組むとともに、県が実施する人権施策に協力するよう努めるものとする。

(基本方針)

第6条 知事は、人権施策を実施するための基本方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 知事は、基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、第14条第1項の佐賀県人権施策推進審議会の意見を聴くものとする。

3 知事は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

4 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(人権侵害行為の禁止等)

第7条 何人も、不当な差別、いじめ、虐待、プライバシーの侵害、誹謗中傷その他の他人の権利利益を侵害する行為（インターネットを通じて行われるものを含む。以下「人権侵害行為」という。）をしてはならない。

- 2 県は、人権侵害行為を防止するため、人権に関する正しい知識の普及をはじめとした教育及び啓発を積極的に行うものとする。
- 3 県は、人権侵害行為を受けた者に対して、次条の規定による相談対応その他必要な支援を行うものとする。

(相談体制)

第8条 県は、人権侵害行為を受けた者、その家族その他関係者の人権に関する問題についての相談体制を整備し、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 相談者への助言
- (2) 相談内容に応じた必要な情報の提供及び関係機関の紹介
- (3) 前2号に掲げるもののほか、相談対応として必要な支援

(助言、説示及びあっせん)

第9条 知事は、人権侵害行為を受けた者、その家族その他関係者から、人権侵害行為に係る事案を解決するために必要な助言、説示又はあっせんを行うべき旨の申出があった場合に、必要があると認めるときは、人権侵害行為をしたと認められる者及びその者を指導し、又は監督する者その他の関係者（以下「対象者」という。）に対して、当該人権侵害行為に係る事案を解決するための助言、説示又はあっせんを行うことができる。

- 2 知事は、当該人権侵害行為に係る事案の事実関係を確認するために必要な限度において、対象者に対し、説明又は必要な資料の提出を求めることができる。この場合において、対象者は、これに協力するよう努めるものとする。
- 3 知事は、第1項の助言、説示又はあっせんを行うに当たり、必要があると認めるときは、第14条第1項の佐賀県人権施策推進審議会の意見を聴くものとする。
- 4 知事は、あっせんによっては人権侵害行為に係る事案の解決の見込みがないと認めるときは、あっせんを打ち切ることができる。

(勧告)

第10条 知事は、前条第1項の助言、説示又はあっせんを行った場合において、対象者が、正当な理由なく当該助言、説示又はあっせんに従わないときは、対象者に対して必要な措置をとるよう勧告することができる。

(意見の聴取)

第11条 知事は、前条の規定による勧告をする場合には、勧告の対象となる者又はその代理人（以下この条において「勧告対象者等」という。）の出頭を求め、意見の聴取を行わなければならない。この場合において、知事は勧告対象者等に対して、あらかじめ、意見の聴取の期日及び場所、人権侵害行為に係る事案の内容並びに当該期日への出頭に

代えて陳述書、証拠書類等を提出することができることを示さなければならない。

- 2 勧告対象者等は、前項の出頭に代えて、知事に対し、同項の規定により示された期日までに陳述書、証拠書類等を提出することができる。
- 3 知事は、勧告対象者等が正当な理由なく第1項の出頭をせず、かつ、前項の規定による陳述書、証拠書類等の提出をしないときは、第1項の規定にかかわらず、意見の聴取を行わないで勧告することができる。

(勧告の状況の公表)

第12条 知事は、第10条の規定による勧告を行った場合において、人権侵害行為の発生の防止及び解消のため、当該事案の概要（対象者が特定される事項を除く。）を公表するものとする。ただし、特別の事情があるときは、公表しないことができる。

(インターネット上の誹謗中傷等の防止)

第13条 県は、インターネットを利用して情報を発信する者の表現の自由を不当に侵害しないように留意しつつ、次の各号に掲げることに取り組むものとする。

- (1) インターネット上の誹謗中傷等（インターネットを利用して、プライバシーの侵害に該当する情報、誹謗中傷に該当する情報その他の他人の権利利益を侵害する情報又は人権侵害行為を助長し、若しくは誘発する情報（以下「人権侵害情報等」という。）を発信することをいう。次号において同じ。）を防止するために必要な教育及び啓発に関すること。
- (2) 県民に関し、又は県民によりインターネット上の誹謗中傷等が行われた場合であって、人権侵害情報等の送信を防止する措置を講ずる権限を有する者等に対して県が人権侵害情報等の削除を要請することが必要と認められるときに、当該人権侵害情報等の削除に向けた必要な措置を講ずること。

(佐賀県人権施策推進審議会)

第14条 知事の諮問に応じ、人権施策の推進に関する重要事項について調査審議させるため、佐賀県人権施策推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

- 2 審議会は、委員22人以内で組織する。
- 3 委員は、人権に関する識見を有する者のうちから、知事が任命する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 7 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 8 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 15 条 審議会は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(佐賀県人権施策推進審議会の調整委員会)

第 16 条 第 9 条第 3 項の規定による諮問に応じて人権侵害行為に係る事案について調査審議を行わせるため、審議会に調整委員会を設置する。

- 2 調整委員会は、調整委員 5 人以内で組織する。
- 3 調整委員は、審議会の委員で、人権侵害行為に関する事項について専門的な知識経験を有するもののうちから、会長が指名する。
- 4 調整委員会に調整委員長を置き、調整委員会に属する委員の互選によってこれを定める。
- 5 前条の規定は、調整委員会に準用する。この場合において、「審議会」とあるのは「調整委員会」と、「会長」とあるのは「調整委員長」と、「委員」とあるのは「調整委員」と読み替えるものとする。
- 6 審議会は、その定めるところにより、調整委員会の決議をもって審議会の決議とすることができる。
- 7 調整委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(補則)

第 17 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(佐賀県人権の尊重に関する条例の廃止)

- 2 佐賀県人権の尊重に関する条例（平成 10 年佐賀県条例第 11 号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に佐賀県人権の尊重に関する条例第 5 条第 1 項の規定により策定されている人権の尊重に係る教育及び啓発に関する施策を実施するための基本方針は、第 6 条第 1 項に規定する基本方針とみなす。

補足資料

主な関係法令一覧

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）

プロバイダ等の損害賠償責任の制限、発信者情報の開示請求等、発信者情報開示命令事件に関する裁判手続について定められた法律です。

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律

青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得に必要な措置を講ずるとともに、携帯電話事業者等における契約締結時の青少年確認義務や青少年有害情報フィルタリングサービスに関する措置等について定められた法律です。

児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律

児童買春、児童ポルノに係る行為等（児童買春、児童買春周旋、児童買春勧誘、児童ポルノ所持等、児童買春等目的人身売買等）を処罰するとともに、これらの行為等により心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置等について定めた法律です。

私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律

元交際者の性的な画像等をインターネット上に公開するなど、いわゆる「リベンジポルノ」による被害を防止するための措置等について定められた法律です。

佐賀県青少年健全育成条例

青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為を防止し、青少年の健全な育成を図ることを目的に、有害図書等の制限の措置等について定めた条例です。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体、国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする法律です。

部落差別の解消の推進に関する法律

部落差別の解消に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消の推進と部落差別のない社会の実現を目的とする法律です。

男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進することを目的とする法律です。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、国、地方公共団体、事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする法律です。

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与すること目的とする法律です。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るために制定された法律です。配偶者暴力相談支援センターの設置や機能、裁判所が発することができる接近禁止などの保護命令などについて定められています。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、人権が尊重され、女性が安心して、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする法律です。

児童の権利に関する条約

こどもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約で、平成元年（1989年）に国連総会で採択されました。こどもの人権や自由を尊重し、こどもに対する保護と援助を進めることを目指し、18歳未満の全てのこどもに適用されます。日本は、平成6年（1994年）に批准しました。

こども基本法

日本国憲法、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的とする法律です。

児童虐待の防止等に関する法律

児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進することを目的とする法律です。

ストーカー行為等の規制等に関する法律

ストーカー行為を処罰する等、ストーカー行為等について必要な規制を行うとともに、その相手方に対する援助の措置等を定めることにより、個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の安全と平穩に資することを目的とする法律です。

食料・農業・農村基本法

農政の基本理念や政策の方向性について定められた法律です。男女共同参画の規定が盛り込まれており、女性の農業経営における役割を適正に評価し、女性自らの意思によって農業経営等に参画する機会を確保するための環境整備を目指していくことが定められています。

児童福祉法

児童が良好な環境において生まれ、且つ、心身ともに健やかに育成されるよう、保育、母子保護、児童虐待防止対策を含むすべての児童の福祉を支援することを目的とする法律です。

関連相談機関の1つである児童相談所や被害者を居住させ保護する施設の1つとして考えられている母子生活支援施設等について規定されています。

少年法

少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行うとともに、少年の刑事事件について特別の措置を講ずることを目的とする法律です。

少年警察活動規則

少年の非行の防止及び保護を通じて少年の健全な育成を図るための警察活動に関し、必要な事項について定められた規則です。

いじめ防止対策推進法

いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策に関し、基本理念を定め、国や地方公共団体等の責務を明らかにし、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定やいじめの防止等のための対策の基本となる事について定められた法律です。

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする法律です。

成年後見制度の利用の促進に関する法律

認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であることから、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする法律です。

消費者契約法

消費者が事業者と契約をするとき、両者の間には持っている情報の質・量や交渉力に格差があることから、消費者の利益を守ることを目的とする法律です。消費者契約について、不当な勧誘による契約の取消し、不当な契約条項の無効等について規定されています。

消費者安全法

消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現を目的とする法律です。消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保するため、基本方針の策定や地方公共団体の行う事務や消費生活センターの設置、消費者事故等に関する情報の集約等、消費者被害の発生防止のための措置等について規定されています。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

全ての国民が、障害の有無によって分け隔たられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とする法律です。事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置等について規定されています。

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護、自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定め、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする法律です。国や地方公共団体、障害者福祉施設従事者、使用者等に障害者虐待の防止等のための責務を課するとともに、障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に対する通報義務が課されています。

障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律

障害者による情報の取得・利用、意思疎通に係る施策に関する基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、障害者による情報の取得・利用等に係る施策の基本となる事項を定めること等により、当該施策を総合的に推進し、共生する社会の実現に資することを目的とする法律です。

障害者の雇用の促進等に関する法律

障害者の職業の安定を図ることを目的とする法律です。障害者を雇用する義務をはじめとした雇用の促進等のための措置、雇用の分野における差別の禁止や均等な機会・待遇の確保等のための措置、職業リハビリテーションの措置等について定められています。

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする法律です。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

精神障害者の権利の擁護を図りつつ、その医療及び保護を行い、福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図ることを目的とした法律です。精神科病院での虐待防止についての措置や精神科病院の業務従事者による虐待を発見した場合の通報、国や県の責務等が令和6年4月から法改正により新設されています。

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律 (ヘイトスピーチ解消法)

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組について、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする法律です。前文において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動が許されることが記載されています。

日本語教育の推進に関する法律

日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現に資するとともに、諸外国との交流の促進と友好関係の維持・発展に寄与することを目的とする法律です。日本語教育の推進に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針や日本語教育の推進に関する施策の基本となる事項等について定められています。

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約

昭和41年(1966年)に国連総会で採択された国際人権規約で、社会権を中心とする人権の国際的な保障に関する多国間条約です。世界人権宣言の内容を基礎として、これを条約化したものであり、人権諸条約の中で最も基本的かつ包括的なものです。日本は、昭和54年(1979年)に批准しました。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

感染症の予防、感染症の患者に対する医療に関し必要な措置を定めることにより、感染症の発生を予防し、そのまん延の防止を図り、公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的とする法律です。前文において、過去にハンセン病、後天性免疫不全症候群等の感染症の患者等に対する差別や偏見が存在したという事実に触れ、感染症の患者等の人権を尊重しつつ、感染症に迅速かつ適確に対応することが求められることが記載されています。

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律

国によるハンセン病の患者に対する隔離政策に起因して生じた問題であって、ハンセン病の患者であった者等、その家族の福祉の増進、名誉の回復等に関し、現在もなお存在する「ハンセン病問題」の解決の促進に関し、基本理念を定め、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、ハンセン病問題の解決の促進に関し必要な事項を定めた法律です。その中で、ハンセン病の患者であった者等に対する差別やその他権利利益を侵害する行為を禁止しています。

難病の患者に対する医療等に関する法律

難病の患者に対する医療等に関し必要な事項を定めることにより、難病の患者に対する良質・適切な医療の確保、療養生活の質の維持向上を図り、国民保健の向上を図ることを目的とする法律です。

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律

人の生命や身体を害する故意の犯罪により、不慮の死を遂げた者の遺族又は重傷病を負い若しくは傷害が残った者に対し、国が犯罪被害者等給付金を支給すること等について定め、犯罪被害等を受けた者の権利利益の保護が図られる社会の実現に寄与することを目的とする法律です。

ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律

ハンセン病元患者家族の被った精神的苦痛を慰謝するための補償金の支給に関し必要な事項を定めるとともに、ハンセン病元患者家族等の名誉の回復等について定めた法律です。

ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律

ハンセン病療養所入所者等の被った精神的苦痛を慰謝するための補償金の支給に関し必要な事項を定めるとともに、ハンセン病の患者であった者等の名誉の回復等について定めた法律です。

肝炎対策基本法

肝炎対策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、医療保険者、国民及び医師等の責務を明らかにし、肝炎対策の推進に関する指針の策定について定めるとともに、肝炎対策の基本となる事項を定めることにより、肝炎対策を総合的に推進することを目的とする法律です。その中で、国民は、肝炎患者等が差別されないように配慮するよう努めなければならないこと等について定められています。

犯罪被害者等基本法

犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的・計画的に推進し、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする法律です。

佐賀県犯罪被害者等支援条例

予期せぬ犯罪などに巻き込まれ、苦しんでいる犯罪被害者やその家族・遺族の方々の被害の早期回復または軽減を図り、再び平穏な生活を営むことができる佐賀県をめざすことを目的として定めた条例です。

性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律（AV 出演被害防止・救済法）

性行為映像制作物（アダルトビデオ）への出演に係る被害の発生及び拡大の防止を図り、並びにその被害を受けた出演者の救済に資するために徹底した対策を講ずることが出演者の個人としての人格を尊重し、あわせてその心身の健康及び私生活の平穏その他の利益を保護するために不可欠との認識の下に、出演契約の締結及び履行等に当たっての制作公表者等の義務等について定め、もって出演者の性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資することを目的とする法律です。

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律

性同一性障害者のうち特定の要件を満たす者について、家庭裁判所の審判により、法令上の性別の取扱いと、戸籍上の性別記載を変更できるようにする法律です。

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律

性的指向・ジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、国・地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定等について定め、性的指向・ジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、性的指向・ジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする法律です。

